

令和7年 第13回 宇都宮市教育委員会

付 議 事 件 表

令和7年8月25日

1 審議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開(予定)
議案第26号	令和7年度教育委員会点検・評価報告書について	1	○
議案第27号	宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の解職及び委嘱について	2	×

2 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開(予定)
報告第44号	令和7年度教育委員会主要事業の進行管理について	3	○
報告第45号	臨時代理の報告について	4	○
報告第46号	隣接校との通学区域弾力化等による令和8年度入学者の募集について	5	○
報告第47号	教育行政相談の内容と対応について	6	×
報告第48号	令和6年度いじめ、暴力行為、不登校の状況について	7	×

3 その他

番号	件 名	頁	会議公開(予定)
(1)	令和7年度第1回宇都宮市社会教育委員の会議の結果について	資料	○
(2)	令和7年度第1回宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会の結果について	資料	○
(3)	子どもの家へのWi-Fi環境の整備について	資料	○

議案第26号

令和7年度教育委員会点検・評価報告書について

令和7年度教育委員会点検・評価報告書について、次のように決定する。

令和7年8月25日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

(提案の理由)

令和6年度における本市教育委員会が実施した事務の管理及び執行状況について、学識経験者等の知見を活用しながら点検・評価を実施したことから、その内容等について審議するもの

参照 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条

令和7年度宇都宮市教育委員会点検・評価報告書の概要

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、宇都宮市教育委員会が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をし、その結果について議会へ報告するとともに、公表するもの

2 「令和7年度宇都宮市教育委員会点検・評価報告書」の概要（詳細は別添のとおり）

(1) 評価対象

令和6年度実施の教育行政全般

(2) 評価方法

ア 自己評価

- 各主管課及び教育委員会による総合的な評価の実施
- 次年度への課題、今後の方向性の明示

イ 外部評価（自己評価に対する評価委員からの意見の聴取）

外部評価委員

藤井 佐知子 委員（宇都宮大学名誉教授）
谷内 直子 委員（古里中学校魅力ある学校づくり地域協議会地域学校協働活動推進員）

- 教育委員会評価委員会議における意見の聴取
- 評価票による意見の聴取

(3) 総合評価（詳細は別添P41参照）

「教育委員会の活動」、「教育委員会施策の推進」、「広報・広聴活動」の全てにおいて一定の成果を上げられたことから、令和6年度の取組は本市教育行政の推進に資するものであったと評価する。

(4) 教育委員会評価委員からの主な所見

- 教育委員会の活動について、臨時代理の導入や会議資料のオンライン配布等によりスムーズかつメリハリの利いた活動が行われている。スポーツ・文化にかかる事務の管理・執行が市長部局に移管したことにより審議等の件数の回数が減ったが、その分案件ごとの議論に時間をかけることができ、密度の濃い議論が展開されている。
- 教育委員会施策は、それぞれ計画通り実施され、全体のバランスもよく、着実に推進が図られている。また、自己評価・分析も適切になされている。
- 広報・広聴活動は、適切に行われている。特に「教育委員会だより第26号」は内容が大変充実しており、読み応えがある。写真やイラストなどを駆使して保護者にもわかりやすい紙面づくりがなされ、これを読んだ保護者は市の教育への理解を深めると同時に、安心と誇りを持つようになるだろう。引き続きクオリティの高い冊子を多くの市民、関係者に届けられるよう期待している。
- 全体的に読みやすく、わかりやすい報告書となっている。以前に比べて教育委員の感想・意見の記載が充実したことが、委員会活動の理解促進に役立っている。今後も同様の工夫をお願いしたい。

3 今後のスケジュール

令和7年9月22日

点検・評価報告書の議会提出

市議会との意見交換会

30日

ホームページで公表

令和7年度

宇都宮市教育委員会
点検・評価報告書
(案)

令和7年8月
宇都宮市教育委員会

～ 目 次 ～

はじめに		1
第1章 教育委員会評価の概要		
1 評価の趣旨		2
2 本市の教育委員会評価		2
3 評価のしくみ		3
4 評価対象・実施期間		3
5 評価の方法		4
6 外部評価委員		4
7 教育委員会の組織		5
8 教育委員の構成		5
第2章 令和6年度評価委員の所見への対応状況		
1 教育委員会の活動状況について		6
2 教育委員会施策について		7
3 広報・広聴活動について		8
4 その他		8
第3章 教育委員会の活動		9
第4章 教育委員会施策		
施策(1) 新たな時代に必要となる資質・能力の育成		23
施策(2) 誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		26
施策(3) 児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		29
施策(4) 学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		32
施策(5) 生涯にわたる学習活動の促進		35
第5章 広報・広聴活動		
1 広報活動		38
2 広聴活動		40
第6章 総合評価		41
第7章 評価委員による所見		45
おわりに		47
【参考資料】		
令和6年度 教育委員会付議案件等一覧		48
「第57回（令和6年度）市政に関する世論調査」結果（市民満足度）		53
一般会計予算と教育予算		56

～ はじめに ～

教育委員会制度は、首長からの独立、合議制、レイマンコントロールにより、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保や、地域住民の意向の反映を図るため、これまで様々な改正を重ねながら運用され、地方教育行政の基本的な制度として重要な役割を果たしてきました。

このような中、平成20年4月の法改正により、教育委員会の責任体制を明確にし、効果的な教育行政に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的に、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うことが義務付けられ、本市においても、平成20年度から独自の点検・評価制度を構築・実施しているところであります。

また、いじめ問題を契機とした、教育委員会の責任所在の不明確さ、危機管理能力の不足などの課題が指摘されたことから、国において教育委員会の存続を含めた議論がなされた結果、平成27年4月の法改正により教育委員会制度改革が行われ、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化など、教育委員会がその職責を果たすことがますます求められております。

本市教育委員会においても、教育委員会制度改革に伴い、平成28年4月より教育長を代表とする新体制に移行し、総合教育会議などを通じて、市長と教育委員会とのより一層の連携強化を図っているところであり、令和6年度には、スポーツ・文化の有する多面的価値（ブランド力向上・都市魅力向上・地域づくり・健康づくり・経済的効果）を生かした一体的なまちづくりの推進に向け、スポーツ・文化に係る事務の管理・執行を教育委員会から市長事務部局に移管し、より効果的な連携体制を構築してきたところであります。

また、教育委員会会議において、教育行政にかかる基本方針や計画策定などの重要事項について審議するとともに、教育施設等への視察や教育関係者との懇談会などにより現場の状況を把握し、事務局との意見交換により教育施策への理解を深めながら、教育現場の意向や実態をより反映させた会議の運営に努めております。

本報告書では、令和6年度の教育委員会の活動状況や教育委員会が実施した施策全般について、外部評価委員のご意見等をいただきながら、点検・評価を行った結果をとりまとめました。

この結果を今後の更なる効果的な教育行政の推進に活かしてまいります。

令和7年8月

宇都宮市教育委員会

5 評価の方法

(1) 自己評価

- ・各主管課及び教育委員会による自己評価の実施
- ・総合的な評価の実施
- ・次年度への課題、今後の方向性の明示

(2) 自己評価に対する評価委員からの意見の聴取

- ・教育委員会評価委員会議における意見の聴取
- ・評価票による意見の聴取

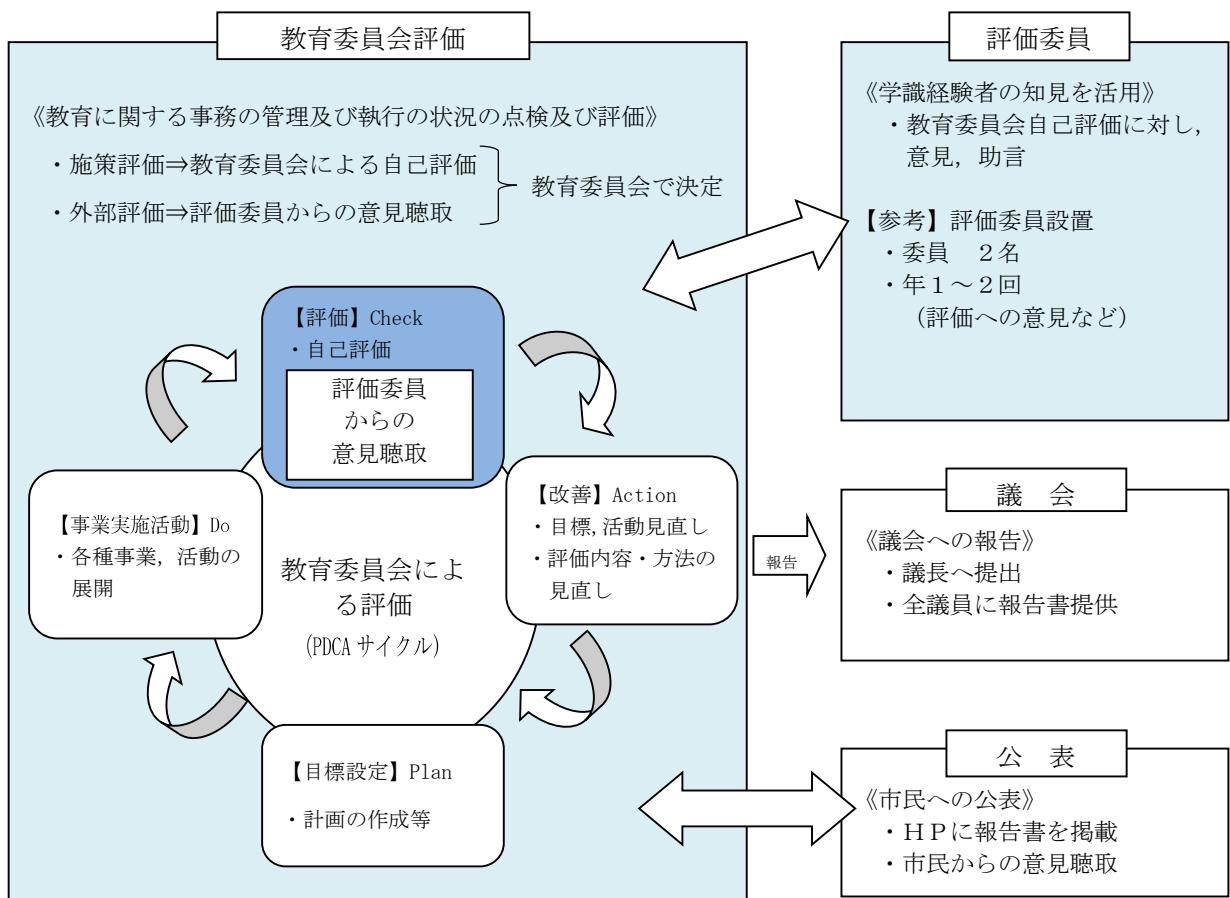
6 外部評価委員（学識経験者）

専門的かつ広い観点からの知見を期して、本市教育行政に大きく携わり、学校教育、社会教育全般における識見の高い方を委嘱

氏名	団体・役職名
藤井 佐知子	国立大学法人宇都宮大学名誉教授
谷内 直子	古里中学校魅力ある学校づくり地域協議会 地域学校協働活動推進員

3 評価のしくみ

教育委員会により自己評価を実施し、自己評価に対し外部評価委員の意見を聴取する。



4 評価対象・実施期間

(1) 対象

令和6年度実施の教育行政全般とする。

- ◆教育委員会活動
- ◆教育委員会施策
- ◆広報・広聴活動

(2) 実施期間

令和7年4月～8月

～第1章 教育委員会評価の概要～

1 評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という。）」第26条の規定に基づき、効果的な教育行政を推進するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、宇都宮市教育委員会が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施する。

＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋＞

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

※「その権限に属する事務」とは。

法第21条に規定される事務のうち「①教育委員会自ら管理・執行する事務」「②法第25条第1項の規定により教育長に委任されている事務」「③法令により教育長の権限とされている事務」及び、地方自治法第180条の2の規定により委任された事務が対象となる。

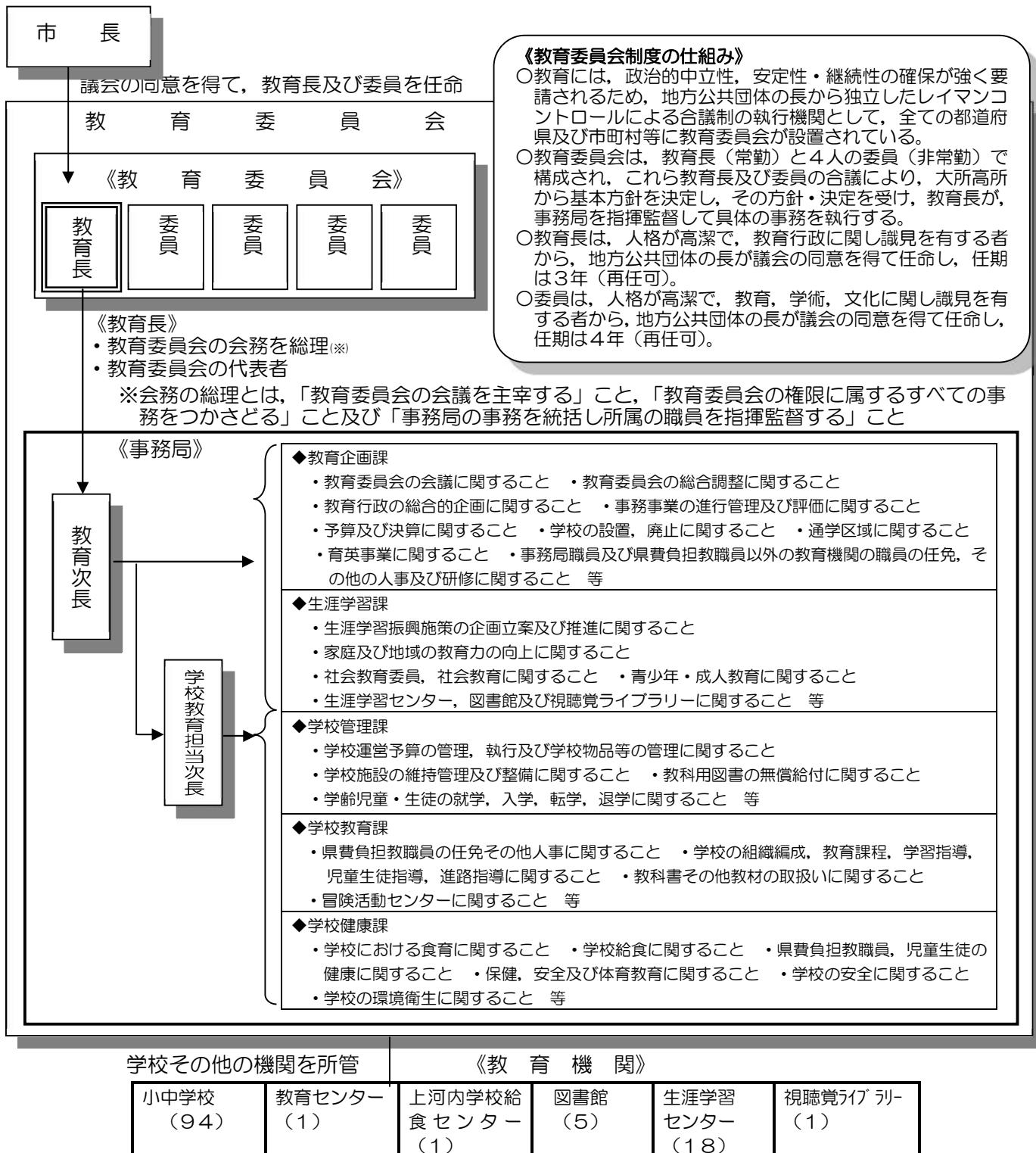
2 本市の教育委員会評価

本市の評価においては、まず、『第1章 教育委員会評価の概要』において、教育委員会評価に関するしくみや評価方法について記載し、『第2章 令和6年度評価委員の所見への対応状況』において、昨年度の評価委員の所見に対する、教育委員会の対応状況を記載する。

次に、教育長と教育委員で構成される《教育委員会》の事務及び活動については『第3章 教育委員会の活動』で、また《教育委員会事務局》が実施する施策事業については『第4章 教育委員会施策』により評価を実施するとともに、本市が重点的に実施する広報・広聴活動の取組について、『第5章 広報・広聴活動』により評価を実施する。

最後に、『第6章 総合評価』により令和6年度の総合的な評価を実施し、『第7章 評価委員による所見』により自己評価に対する外部評価を実施する。

7 教育委員会の組織（令和6年度）



8 教育委員の構成（令和7年3月末時点）

職 氏名	教育長 小堀 茂雄	委員 大森 玲子	委員 小野 真一	委員 亀山 弘美	委員 山口 美輝
任期	H31. 4. 1～ R7. 3. 31 (2期)	R1. 10. 1～ R9. 9. 30 (2期)	R3. 10. 1～ R7. 9. 30 (1期)	R4. 10. 1～ R8. 9. 30 (1期)	R6. 10. 1～ R10. 9. 30 (1期)
職業 (分野)	— (教育行政)	大学教授 (学校教育)	弁護士 (法曹)	— (地域活動)	会社役員 (産業経済)

～第2章 令和6年度評価委員の所見への対応状況～

令和6年7月5日に「令和6年度教育委員会点検・評価」について、評価委員よりいただいた所見に対する対応状況は下記のとおりである。

1 教育委員会の活動状況について

評価・意見	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会会議、委員協議会は適切に行われている。 事前の意見聴取や活動日の設定など、効率と中味の充実を両立させる工夫が随所に感じられ密度の濃い活動になっている。 教育施設視察は教育委員の要望をもとに計画され、教育委員が市の教育活動について理解を深める大変よい機会になっている。今後は、市の重点施策の検証という視点から、例えば通常の授業を参観し、「宇都宮モデル」や「宮・未来キャリア教育」等の取組状況を知り意見交換をすることなどを考えてもよいだろう。 教育懇談会は現場の実情や苦労を直接知る良い機会などで今後も積極的に実施していってほしい。 体調を崩された先生の話があちこちで聞こえてきて心配である。現場の先生方が健やかに活躍できる現場づくりをお願いしたい。 自由討議は社会の情勢やニーズに沿ったテーマで意見交換がなされており大変有意義であり、委員の見識の深まりがよく理解できる。引き続き積極的に実施してほしい。 総合教育会議の記述が充実し、大変わかりやすくなった。特に市長の意見はなかなか知る機会がないので、今後も詳細な報告をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育現場の実態や意向を踏まえた教育行政を推進するため、教育委員が様々な機会を活用し、現場の声を聞きながら教育現場の現状について理解を深めることは重要であると認識しており、令和6年度においても、教育施設視察や教育懇談会等を活用し、学校現場等との意見交換を実施し、教育現場の現状についての教育委員の理解の推進に努めたところである。 令和7年度においては、教育施設視察に加え、総合訪問の機会を活用し、公開授業等の様子を視察するなど、教育現場のより一層の実態把握を進められるよう、活動の充実を図ったところである。 引き続き教育現場の実情を適切に把握できるよう充実を図るとともに、効率的な実施に努めていく。

2 教育委員会施策について

評価・意見	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> 今年度から施策が再編・統合され、指標の多くがより適切なものに変更され、全体的にわかりやすいものになった。 今後の施策の取組方針については、課題と取組の方向性の書き方が整理され、わかりやすくなった。今後は、ここに書かれた内容を着実に実施し、その実施状況と成果を年度末に検証するというサイクル（P D C A）を確立することを目指していただきたい。その検証結果を最後の総合評価に記載すると、教育委員会施策の全体像と実態がより一層伝わりやすくなると思う。 教育委員会施策については、何がいま本市で課題となっており、それにどのように取り組んでいるかを市民が読んでわかるような記述がなされることを期待する。 学校施設教育環境の充実について市民満足度が下がってしまいC評価は残念である。市全体の施策の評価・分析を見ても計画的に改修は進められていて各学校でも工夫して校内の整理整頓を進めて年々使い勝手は良くなっていると私個人としては思っている。評価にめげずにこれからもコツコツと実績を積み上げてほしい。他の施策については内容・評価ともに納得できた。 不登校対策や学校設備環境整備など、これからも力をいれて、教育で選ばれるまち宇都宮を具現化していってほしい。 近頃、防災拠点として学校が注目を集めている。防災訓練などを通して体育館の空調設備や市が各学校に備蓄している防災グッズ等をアピールして、もっと地域とのつながりを強化していけたらと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民が本市教育行政への理解を深めていくことは、施策を推進していく上で大変重要であることから、本市の取組や成果等について、市民に具体的に分かりやすく伝えられるよう、適宜報告書の記載内容を工夫してきたところであり、今回も意見を参考に、総合評価の記載を見直した。 教育委員会施策の評価は、現在のところ、本市で実施している行政評価を活用し、構成することとしている。今回の意見を踏まえながら、今後はより一層、市民を見て、分かりやすく、理解しやすいものとなるよう、検討・改善していく。 今後の施策の展開にあたっては、引き続き、教育委員会一丸となって、顕在化する様々な課題に対し、効果的に取り組んでいく。

3 広報・広聴活動について

評価・意見	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・広聴活動は適切に行われており、努力の成果が表れている。特に「教育委員会だより第25号」はとても見やすく、重要な情報が満載され優れた冊子となっている。今後も保護者や市民にわかりやすく教育活動等を紹介する冊子づくりを目指していっていただきたい。 ・ 「知ってもらう運動推進会議」が益々の成果をあげ、教育現場のモチベーションアップにつながることを願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも多くの市民、関係者に教育委員会が行っている活動を知っていただけるよう、分かりやすい内容で、各広報媒体の特性を生かした効果的な情報発信に努めていく。

4 その他

評価・意見	対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に写真を多用してイメージが湧きやすくなり、記載の仕方も改善されて質的充実が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民にとって分かりやすく理解しやすい報告書となるよう、引き続き、写真を効果的に使用するなど、報告書の構成について工夫していく。

～第3章 教育委員会の活動～

1 教育委員会の活動

活動名	内容
教育委員会会議 (定例会・臨時会)	教育長及び教育委員が教育行政にかかる基本方針の決定など、大所高所に立って議論を行う会議（法第14条）
委員協議会	会議に付すべき議案の事前審議、その他研究協議を行うために開催（宇都宮市教育委員会会議規則第5条）
その他の活動	教育施設視察 小中学校や社会教育施設などの視察
	教育懇談会 小中学校教職員や社会教育団体、文化・スポーツ団体などの教育関係者との意見交換
	委員d e サロン 各課業務の現状・課題等についての共通理解を深めるために行う事務局職員と意見交換
	自由討議 教育委員会会議における議論のより一層の活性化を図るために行う委員提案による討議
	市議会との意見交換 議長、副議長、教育委員会を所管する常任委員会の委員長、副委員長との意見交換
	総合教育会議 市長との連携強化を目的に、教育政策などにかかる協議・調整を行うために市長が設置・運営を行う会議（法第1条の4）
	委員研修 教育の諸課題等にかかる状況把握や専門性を高めるために行う研修
	自主活動 教育委員が個別に行った教育委員としての活動

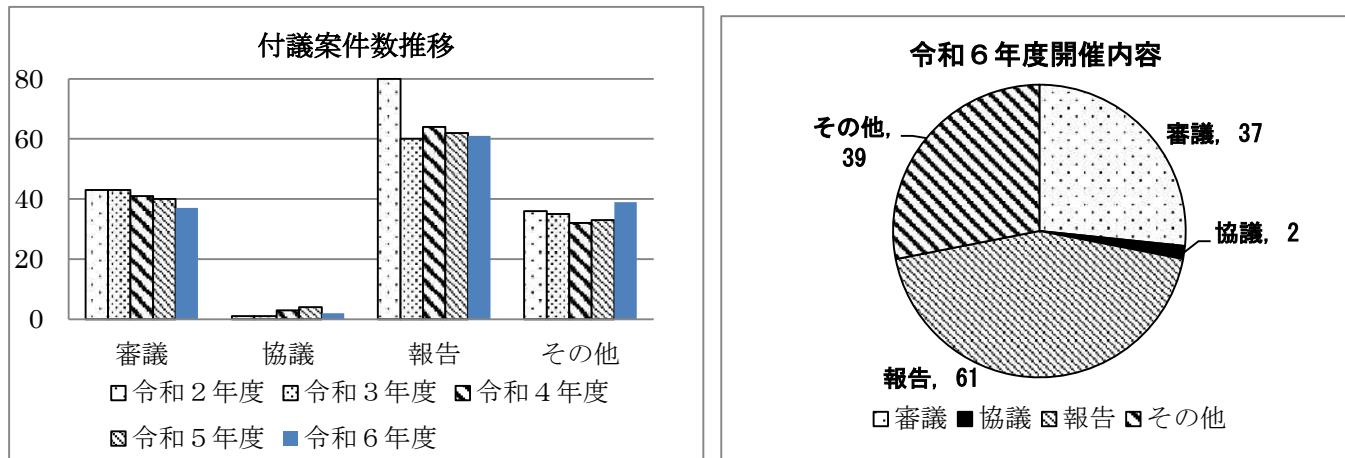
2 活動状況

(1) 教育委員会会議・委員協議会

◆令和6年度教育委員会会議の開催回数及び付議案件数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
開催回数	定例会	12	12	12	12	12	0
	臨時会	8	7	6	8	5	▲3
	計	20	19	18	20	17	▲3
付議案件数	審議	43	43	41	40	37	▲3
	協議	1	1	3	4	2	▲2
	報告	80	60	64	62	61	▲1
	その他 (資料提供のみ)	36	35	32	33	39	+6
計		160	139	140	139	139	0

※ 市町村等の年間平均開催回数は15回（令和4年度間教育委員会の現状に関する調査（文部科学省））

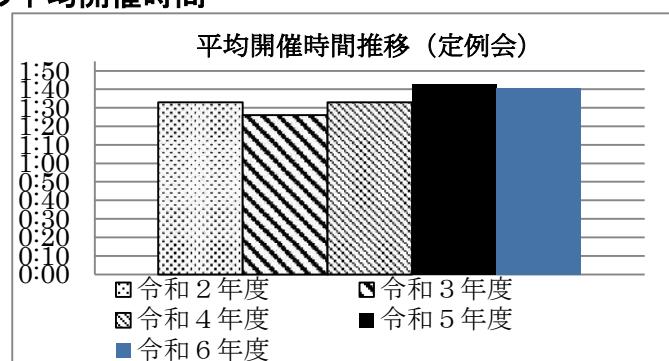


◆令和6年度教育委員会会議の審議件数一覧

事項	件数	主な内容
基本方針及び計画策定等	4	教育委員会基本方針, 予算編成など
規則等の制定・改廃	8	諸規則の改正
議会の議決を経るべき議案の意見聴取	3	予算, 条例改正などの議会議決案件
人事案件	14	職員人事, 教職員人事内申, 委嘱など
附属機関等への諮問	2	教育支援委員会への諮問など
教科書採択関係	2	小中学校使用教科用図書の採択
指定管理者	1	指定管理者の指定
その他	3	教育委員会評価, 請願など
合計	37	

◆令和6年度教育委員会会議（定例会）の平均開催時間

年度	平均開催時間	回数
令和2年度	1時間33分	12
令和3年度	1時間26分	12
令和4年度	1時間34分	12
令和5年度	1時間43分	12
令和6年度	1時間41分	12



◆臨時代理について

- 令和6年度から、教育委員会の担任事項の処理について、緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がないと認めるときは、教育長に、臨時に代理させることができるように、見直しを行った。これにより、事務能率の向上と会議招集に係る負担軽減を図りながら、適切に会議運営を実施できた。

【臨時代理を行った案件】

- R6. 5. 29 教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の意見の提出
 R6. 9. 4 教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の意見の提出
 R6. 12. 3 教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の意見の提出

＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋＞

(事務の委任等)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
 - 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

◆令和6年度教育委員会会議の状況について

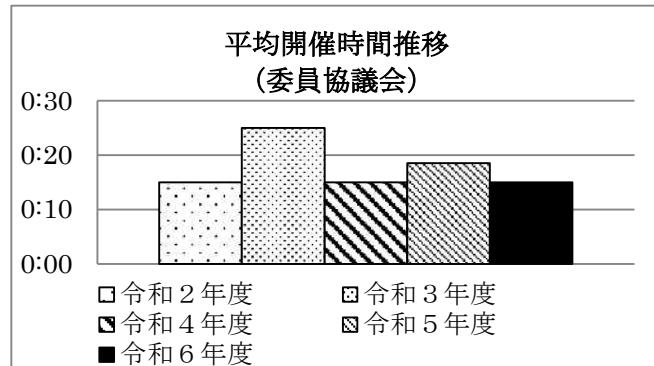
- 令和6年度の付議案件数は、スポーツ・文化に係る事務の管理・執行を教育委員会から市長事務部局に移管したことから、審議・協議・報告の件数が前年度を下回ったものの、一つ一つの案件について活発な議論が展開され、会議の平均開催時間は前年度から横ばいとなった。

◆委員協議会における議題

- 教育委員会基本方針について

◆委員協議会の平均開催時間及び回数

年 度	委員協議会	
	平均開催時間	回数
令和2年度	15分	1
令和3年度	25分	1
令和4年度	15分	1
令和5年度	18分	2
令和6年度	15分	1



※ 令和5年度は、教育委員会基本方針に加え、文化・スポーツ行政の市長事務部局への移管に向け、教育委員会会議における議案の事前審議を行うための委員協議会を開催した。

教育委員の感想・意見 (教育委員会会議・委員協議会)

- オンラインストレージサービスを活用することにより、会議資料がデータによる配布となり、資料管理がしやすくなった。大きい資料容量の場合があるため、メールによる配布に比べ、利便性が向上した。
- しっかりとした資料が準備されており、かつ、質問に対する事務局からの回答も的確であり、充実した実り有る会議になっている。

(2) 教育施設視察・教育懇談会

ア 教育施設視察

◆学校における防災教育（瑞穂野南小学校）

① 実施日 令和6年10月22日

② 観察内容

- ・ 避難訓練の見学
- ・ 学校との意見交換



◆冒険活動教室（冒険活動センター）

① 実施日 令和6年11月26日

② 観察内容

- ・ 冒険活動教室の見学（御幸小学校・御幸が原小学校）
- ・ 冒険活動センターとの意見交換



◆ 1人1台端末を活用した授業の様子（姿川中央小学校）

① 実施日 令和7年1月20日

② 観察内容

- ・授業の見学
- ・学校との意見交換



イ 教育懇談会（教職員とのふれあいティータイムトーク）

① 実施日 令和6年8月5日

② テーマ 教員としてのやりがいや業務改善、勤務時間を意識した働き方などの観点を踏まえた現状や今後の取り組み方などについて

③ 参加者 小学校教諭4名及び中学校教諭2名が参加



教育委員の感想・意見（教育施設視察・教育懇談会）

- ・目的をもって学校現場の現状を把握できる良い機会であると感じている。視察では、現場に赴くことで、設備の状況や児童の様子などのうち、普段気づかない細かな情報を得られる機会になった。教育懇談会では、低学年児童への端末操作の指導の大変さなど、現場の負担や苦労を直接聞くことができた。
- ・避難訓練の見学では、児童がとてもまとまりがよくスムーズに避難しており、日頃からの防災意識の高さをうかがえた。災害時だけではなく、不審者が来た時の対応なども地域の方や保護者との連携の訓練をすると良いと感じた。
- ・冒険活動教室の見学では、児童が楽しそうに生き生きと活動している姿が見られた。仲間と野外活動し、たくさん体を動かした後で、みんなで食べる食事やお風呂は、記憶に残る体験であると感じた。

(3) 委員 de サロン（実務担当者との意見交換）

実施日	内容	所管課
R6. 5. 21	令和6年度教育委員会評価（教育委員会活動）について	教育企画課
	部活動の地域移行について	学校健康課
R6. 6. 25	総合教育会議の議題について	教育企画課
	教育委員会評価（施策全般にかかる評価）について	局内各課・所
R6. 7. 22	総合教育会議について	教育企画課
R6. 9. 19	休日の部活動の地域連携・移行に向けた今後の取組について	学校健康課
R6. 10. 22	令和7年度教育委員会当初予算にかかる概要説明について	局内各課・所
R6. 11. 26	令和6年度小・中学校卒業式あいさつについて	学校教育課
	（仮称）第2次宇都宮市スポーツ推進計画策定について	スポーツ都市推進課
R6. 12. 23	宇都宮市学校運営協議会の試行的導入事業に係る進捗状況等について	学校教育課・生涯学習課
R7. 1. 20	「大学等受験一時金貸付制度」の実施について	教育企画課
R7. 2. 14	休日の部活動地域連携・移行に向けた今後の取組について	学校健康課
R7. 3. 18	令和7年度教育委員会の活動について	教育企画課
R7. 3. 24	令和6年度第2回総合教育会議の進め方について	教育企画課

教育委員の感想・意見（委員 de サロン）

- 毎回、丁寧に説明していただき、教育委員として把握すべき情報の整理に役立っている。委員各々の考えを率直に発言し合い、良い意見交換ができたと思う。
- 大学等受験一時金貸付制度など、他の制度との違いが分からず混同しかねない難しい内容について、事前に時間を取って説明を受けられ、質疑応答で理解を深められて良かった。

(4) 市議会との意見交換（教育委員会点検・評価報告書の提出）

① 実施日 令和6年8月23日

② 参加者 議長、副議長、子ども教育常任委員会委員長及び副委員長

教育委員の感想・意見（市議会との意見交換）

- 短い時間の中で、教育行政の課題を共有することができたと思う。
- 参加した4名のみならず、他の市議会議員の方々を交えた意見交換もできたら良いと思う。



(5) 自由討議

実施日	テーマ	テーマの設定理由
R6. 5. 21	G I G Aスクール構想を進めるための支援体制について	<ul style="list-style-type: none"> 以前視察した I C T の授業について、授業での活用状況や子どもならではの新たな使い方の事例、業務にどのくらい役に立っているかなどを確認し、個別最適な学びの充実のため、今後の G I G Aスクール構想を進めるための支援体制について討議したい。
R6. 7. 22	宇都宮市の特別支援教育の今後の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> 特別な支援を必要とする児童生徒にきめ細かな支援を行っていくためには、かがやきルームを利用する児童生徒の適正な利用時数の確保など、より適切な支援を受けられるように支援体制を一層強化していく必要がある。 こうした現状を踏まえ、本市として今後の特別支援教育の在り方を検討し、どのように推進していくよいか討議したい。
R6. 9. 24	夏休みの短縮について	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革を進めていく中で、教職員の長時間労働の解消とともに、授業時間の確保の課題が挙げられる。どこでどの様に補っていくかが問われる中、小中学校の夏休みを短縮する自治体が増えてきつつある。そこで働き方改革の推進を鑑みつつ、夏休みの短縮について討議したい。
R7. 3. 24	校種間接続の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 小1プロブレムなど、進学による環境の変化により、いじめや不登校の増加、高校にいたっては退学するケースもある。校種間の移行における連続性や本テーマに係る地域学校園の機能等の理解を深め、環境変化による子どもへの影響と円滑でシームレスな接続の在り方について討議したい。

教育委員の感想・意見（自由討議）

- 各委員が提起するテーマに沿って事務局から事前説明を経て、討議を実施しているが、事前説明でテーマに対する理解が深まるものの、1か月後の討議では忘れていることもあるので、討議前に復習して臨むことが必要だと感じている。
- 様々なテーマで委員間の相違も垣間見える場面もあり、又、他委員の意見に同感する事もあり、今後も様々な立場からの意見を聞けたらと思う。

(6) 総合教育会議

◆令和6年度第1回総合教育会議

① 実施日 令和6年8月19日

② 議事 「学校における働き方改革に係る本市の取組について」

「学校における働き方改革アクションプラン」に基づき、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、保護者や地域の理解促進へ向けたメッセージの発出を行うこととしている。市長事務部局と教育委員会が一体となって取組を推進するため、当該メッセージの内容や発出方法等について意見交換を行う。

③ 教育委員の意見

・ コロナ禍で中止や縮小された学校行事が再開されているが、子ども達にとって真に学校で必要な活動か否か、子ども達のために必要な学校での取り組みか否か、家庭や地域の方々にも一緒に判断していくと良いと感じる。そのためにも、メッセージ発出は効果的であり、その延長上に教員の働き方改革の促進があるようにも思う。学校・家庭・地域それぞれの役割について、今一度、再確認していただくきっかけになることを期待している。

・ デジタル化された業務が教職員の負担軽減につながり、児童生徒に向き合う時間が確保されつつあると理解している。今後も、生成AI等の進化により、さらに多くの業務が効率化され、問題の解決にも役立つと考えられるため、導入可能なタイミングが来たら積極的に活用を検討していきたい。

・ 地域クラブの移行が進む過程で、これまでにない新しい学校部活動の形を模索することも重要だと思う。学校横断的な地域クラブ活動等によって、新たな出会いの形が生まれることも期待する。生徒及び保護者に負担をかけない仕組み作りを進め、生徒の可能性を伸ばしていくような活動が実現されるよう、関係者の一人として積極的に議論に参加していきたい。

・ 「働き方改革」の目的について、保護者や地域の理解を求めていくためには、多方面から積極的に発信し、かつ周知啓発をすることにより、理解が促進される。小中学校区ごとに設置されている「魅力ある学校づくり地域協議会」を生かし、少しでも教職員の長時間労働の負担が軽減されるよう、より一層の充実も図る必要がある。

保護者・地域の皆様へ

子どもたちのためにという使命感のもと、宇都宮市立小学校の教職員は様々なニーズに応えるべく、情熱を持って献身的に職務に取り組んでまいりました。
 その結果として、過度な職務負担による長時間勤務が常態化しており、心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を整えることが課題となっていました。
 こうした中、教職員が子どもと直接関わる時間も増やすことや、授業などの準備時間を確保することができるよう、校務のデジタル化や日課表の工夫など働き方改革を進めてまいりました。
 また、たくさんの保護者・地域の皆様にボランティア等として、学校内外において、ご協力をいただいております。
 こうした取組により、教職員の時間外勤務は減少傾向にありますが、依然として長時間勤務が常態化している職員がみられる状況が続いています。
 本市では今後も、お活動の地域との連携や移行など、業務の効率化や教職員の負担軽減のため、さらなる改革を進めてまいります。それは子どもたちの笑顔、そして「心豊かで創造的にたくましく生きる育っ子の育成」につながるものであることをご理解いただき、これからも学校を応援していただきまますようお願いいたします。

令和6年9月

宇都宮市長 佐藤 実一
宇都宮市教育長 小堀 茂雄

「学校における働き方改革」への
ご理解・ご協力をお願ひいたします

④ 市長の意見

- 志を持った教職員の方々が現場で段々と疲弊していくようなことは、あってはいけないと思っている。以前と環境が変わり、学校の取り扱う業務が増えてきており、保護者の意識も変わってきている。そういうしたものも含めてしっかりと多忙感や多くの課題を解決していくかなくてはならないと思っている。心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を整えていけるよう、志の高い先生方がこれからも頑張っていただけるよう、地域、保護者の方々の理解を促進するためのメッセージを教育長とともに発出していきたい。

保護者・地域の皆様へお願いしたいこと

学校行事について



行事のねらいや子どもたちの状況を踏まえ、これまでの取組を見直し、工夫して実施することができますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

中学校の部活動について



専門的な指導と子どもたちの活動機会を確保するため、休日の部活動の地域連携・地域移行を進めていきますので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

ボランティア活動への協力について



登下校の安全確保や授業の補助など、ボランティアとして学校の活動へのご協力をお願いいたします。

学校への問い合わせについて



勤務時間外の電話対応を、自動音声応答に切り替えています。電話がつながらない場合には翌日以降の勤務時間内の連絡にご理解・ご協力ををお願いいたします。

- ICTの活用については、市長部局においても進めており、効果も出てきている。学校においても教育のDXに向けた取組を一層推進していただき、教職員の皆さんの負担軽減、働き方改革につながるように尽力をいただきたい。
- 部活動の地域移行は、生徒が生涯を通じて文化、スポーツに親しみ、生徒自身の可能性を高めるとともに、人間力向上策の一つとなると思う。教育委員会と協力してスムーズに進めていきたいと考えている。プロスポーツあるいは、長年の経験者の方々との交流や出会いも生まれ、生徒にとって先生以外の触れ合いも大変勉強になると思う。

- 地域の皆様には引き続き学校のボランティア活動などの支援をいただきながら、学校・家庭・地域が一体となった、地域に根差した学校づくりを進めていき、学校、子どもたちの環境の向上につなげていければと思っている。地域や保護者の方々にしっかりと認識を持ってもらうとともに、御協力をいただくことにつながるメッセージになるようにしたい。

◆令和6年度第2回総合教育会議

- ① 実施日 令和7年3月27日
- ② 議事 令和7年度教育委員会基本方針（案）について
来年度の教育行政の方向性について共通認識を図り、市長と教育委員会が一丸となって本市教育の充実に向け取り組めるよう、市長と教育委員会で意見交換を行う。



③ 教育委員の意見

- 中学校武道場への空調設備の導入について、夏場の子ども達の体力維持や災害発生時の避難所機能の観点からもエアコンの設置は現代の学校環境において重要であり、次年度の施政方針に武道場への空調設備導入が含まれたことは災害対策の一環としても一歩進んだ取組であると評価している。
- 「教育で選ばれるまち宇都宮」の推進について、特別支援教室の全校配置など、これほど手厚い支援を行っている都市は他にないと誇れる先進的な事例が宇都宮にはあるので、より教育面に特化した形で、市内外に誇れる本市独自の施策をPRしていく必要がある。市長のご支援もいただきながら、教育で選ばれるまちの実現をともに目指していきたい。
- 「小1プロブレム」を払拭できるよう、遊びを通して学ぶ幼児期から、教科の中で学ぶ小学校教育へのスムーズな移行を目指し、学びの連携を確保するため、架け橋期のカリキュラムに係る研修教材や事例集などの様々なツールを用いた取組も今後重要と考えられることから、それを意識した幼小に関する教育の充実に向けて努めていきたい。
- 不登校対策について、教職員・保護者は児童生徒の体調・メンタルヘルス・生活のリズムの不調を早期に捉える必要がある。WEB QUを実施し、アンケート上での把握をすることを試みているが、それだけでは意味をなさない。また、地域で活動している小児精神科医など、外部から客観的な意見や助言を取り入れる必要もある。今後は、WEB QUの効果を検証し、より有効に活用できるように取り組んでいきたい。

④ 市長の意見

- ・ 中学校武道場への空調設備の導入について、学校施設へのエアコンの設置は今まで例がないので反対はあったが、設置に踏み切らせていただいた。子どもたちの健康や命、また指導する教職員のことを考えても必要だと思いますので、予定どおり今回は武道場への設置を進めていきたい。
- ・ 「教育で選ばれるまち宇都宮」について、人口減少への対策としては、三大都市圏から人を呼び込むことも重要である。なかなか人が来てくれない状況もあるが、その理由の1つとして教育が挙げられる。ある企業が移転を決めたのも教育が理由の1つだったと聞いており、それほど教育は重要なものである。人間力を高め、少ない人口でこの国を支え発展させていくためには、教育が一番必要だと思う。これからも選ばれるまちというだけでなく、子どもたちの人間力の向上のためにも、教育にしっかりと力を入れていきたい。
- ・ 教育環境の充実のためには、家庭教育も重要である。本市の良いところは、学校の教育環境の確保や子どもたちに対する支援などを保護者、学校の先生だけでなく、地域の方が率先してやってくださっている点だと感じている。みんな子どもたちのためを思ってやつていただいているが、保護者が本気でなければ、おそらく地域も離れてしまうと思うので、家庭教育が一番しっかりとしなくてはならない。今後も教育委員会、市長部局が一体となって子どもたちの教育環境が確保できるよう取り組んでいきたい。
- ・ 不登校対策の充実としては、家庭以外にも退避する場所、あるいは子どもが去れることができるような場所、そういった第三の場所として親と子どもの居場所を市内5ヶ所に設置している。様々な状況にある子どもたちに、学習、生活の習慣などをそこで身につけてもらいたい。保護者からの教育が必要といつても難しい場合もあるので、第三の居場所を充実させていく必要がある。市長部局としても教育委員会と一緒に子どもの状況に応じた支援を進めてまいりたいので、協力をお願いしたい。

(7) その他

ア 教育委員が出席した総会・研修会など

【県外】

- R6. 5.31 関東信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（古河市）
 行政説明（不登校対策「COCOLOプラン」について）
 記念講演（妖怪談義～妖怪から学校の怪談まで）
- R6. 6.27 市町村教育委員会研究協議会（オンライン参加）
 行政説明（初等中等教育施策の動向について）
 研究分科会（学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について）

【県内】

- R6. 5.17 河内宇都宮地区市町教育委員会連合会定例会・研修会
- R6. 5.27 栃木県市町村教育委員会連合会総会
- R6. 7.17 河内採択地区教科用図書採択協議会
- R6. 10. 4 河内宇都宮地区市町教育委員会連合会定例会・研修会
- R6. 11. 20 栃木県市町村教育委員会連合会総会・研修会・情報交換会

イ 自主活動（教育委員による学校関係の活動など）

教育委員会会議や視察、意見交換会などのほかに、教育委員が個別に行った活動については以下のとおりである。

◆学校関係の活動

- 市内学校への訪問（校長・副校長等との面談、保護者・PTA役員等との意見交換等）
- 卒業式など学校行事の参観
- 魅力ある学校づくり地域協議会や宮っ子ステーション等の会議出席

◆地域の活動

- 地域の民生委員、児童委員活動
- 地域の民生委員との意見交換
- 地区第2層協議体会議への出席
- 小学生登校の見守り活動

～第4章 教育委員会施策～

本市で実施している行政評価を活用しながら、第6次総合計画改定基本計画（後期基本計画）の体系に掲げた5つの施策の評価を実施する。

【政策・施策】

政策1 誰もが夢や希望を持ち必要な教育を享受できる社会の実現

- 施策（1）新たな時代に必要となる資質・能力の育成
- 施策（2）誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進
- 施策（3）児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実
- 施策（4）学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実
- 施策（5）生涯にわたる学習活動の促進

＜参考：施策指標の評価及び総合評価＞

区分	A（25点）	B（20点）	C（15点）
①施策指標の達成度※1 (産出指標・成果指標)	100%以上	70～100%未満	70%未満
②市民満足度※2	向上 (基準値※3+5pt以上)	維持 (基準値±5pt未満)	低下 (基準値-5pt以下)
③主要な構成事業の進捗状況	計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上)	計画通り (主に構成事業4事業以上が計画どおり)	計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ)
総合評価		順調 (90点以上)	概ね順調 (75～90点未満)
A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く)		主にB評価が3つ以上	やや遅れ (75点未満) C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く)

※1 「施策指標」において、設定した指標が複数ある場合は、点数の合計を指標数で按分
(例) 指標が2つあり、A及びC評価となった場合 $\Rightarrow (25\text{点} + 15\text{点}) \div 2 = 20\text{点}$

※2 「市民満足度」の評価は、市民意識調査の標本誤差の値（約3～5%）を考慮して設定
「市民満足度」の調査方法や各施策についての満足度の割合など、詳細は参考資料のとおり

※3 「基準値」は、令和3年度市民意識調査の満足度（「満足」及び「やや満足」を合わせた割合）であり、
「市民満足度」は基準値と令和6年度の満足度との差で評価

政策1 誰もが夢や希望を持ち必要な教育を享受できる社会の実現

施策(1) 新たな時代に必要となる資質・能力の育成

施策の方向性		<ul style="list-style-type: none"> 知・徳・体のバランスの取れた力や、生涯にわたって学び続ける意欲・態度を児童生徒に身に付けさせるための教育を推進します。 外国語の習得や情報活用能力など、よりよい社会の創造に必要な資質・能力を児童生徒に身に付けさせるための教育を推進します。 																												
施策指標	産出指標	研究授業を年間4回以上実施した小中学校の割合(%)		令和6年度																										
		目標値	74.2%	B																										
		実績値	70.2%																											
		達成度	94.6%																											
	成果指標	基準値(R3)	目標値(R9)																											
		65.6%	87.0%																											
		目標値の設定方法	これまでの実績を参考に																											
	成果指標	全国学力・学習状況調査における中学3年生の正答率(国語・数学)の全国平均との比較(pt)		目標値 1.1pt																										
		基準値(R3)	目標値(R9)	実績値 1.1pt																										
		1.1pt	1.3pt	達成度 100%																										
市民満足度	成果指標	新体力テスト ¹ の総合評価における中学3年生の「(A+B) - (D+E)」率(%)		目標値 男40.0% 女50.0%																										
		実績値	男23.3% 女29.7%	C																										
		達成度	男58.3% 女59.4%																											
		基準値(R3)	目標値(R9)																											
		男32.2% 女46.4%	男40.0% 女50.0%																											
	市民満足度	目標値の設定方法	これまでの実績を参考に設定																											
		市民満足度の推移																												
		<table border="1"> <caption>市民満足度の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>調査結果 (%)</th> <th>基準値+5pt (%)</th> <th>基準値-5pt (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>27.2</td> <td>32</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>29.4</td> <td>32</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>21.2</td> <td>32</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td></td> <td>32</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td></td> <td>32</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>R9</td> <td></td> <td>32</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table>			年	調査結果 (%)	基準値+5pt (%)	基準値-5pt (%)	R4	27.2	32	22	R5	29.4	32	22	R6	21.2	32	22	R7		32	22	R8		32	22	R9	
年	調査結果 (%)	基準値+5pt (%)	基準値-5pt (%)																											
R4	27.2	32	22																											
R5	29.4	32	22																											
R6	21.2	32	22																											
R7		32	22																											
R8		32	22																											
R9		32	22																											
21.2%		C																												
主要な構成事業の進捗状況			学力向上推進事業																											
			心の教育プロジェクト																											
			外国語指導業務事業																											
			うつのみや元気っ子プロジェクトの推進																											
			「食」に関する指導の実施																											

¹ 新体力テスト

新体力テストは、合計点数に応じて総合評価(A～E 5段階)を決定。年代別経年比較などに際し、国が使用する上記算出手法・割合を指標として活用

施策の評価・分析

- 教職員の授業力向上に向けて、校内研修や校内OJTの推進、地域学校園での共通テーマによる研修などを各学校が積極的に実施しているため、単年度の目標値を概ね達成している。
- 成果指標の「全国学力・学習状況調査における中学3年生の正答率（国語・数学）の全国平均との比較」については、国語、数学ともに全国の平均正答率を上回っており、単年度の目標値を達成している。
- 成果指標の「新体力テストの総合評価における中学3年生の「(A+B)-(D+E)」率」については、昨年度と同程度の達成度を維持することはできたものの、目標値には達していない。
- 市民満足度については、本市独自の授業モデルである「宇都宮モデル²」をはじめ、「宮っ子心の教育」、「うつのみや元気っ子プロジェクト」などの取組により、児童生徒の学力向上や心の教育の充実、体力の向上等に努めているところであるが、社会の急激な変化や学校を取り巻く環境の変化等により、市民の満足度が低下したものと考えられる。

総合評価	概ね順調
------	------

今後の施策の取組方針（課題及び取組の方向性）

【知・徳・体のバランスのとれた力や生涯にわたって学び続ける意欲・態度等の育成】

（課題）

- 児童生徒が、変化の激しいこれからの中を力強く生き抜くことができるよう、知・徳・体のバランスのとれた力や生涯にわたって学び続ける意欲・態度等を身に付けさせるためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、道徳教育の一層の充実を図る必要がある。

（取組の方向性）

- 児童生徒がこれからの中を力強く生き抜くことができるよう、「宇都宮モデル」を活用した授業づくりや、協働チームによる主体的に学習に取り組む態度の育成、1人1台端末等の効果的な活用などを図りながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。
- また、自己肯定感やたくましさ、望ましい勤労観等を育むため、「宮っ子心の教育」における本市独自の表彰制度の活用や、「宮・未来キャリア教育³」における宮っ子チャレンジウィーク⁴や宮っ子「夢」教室⁵の着実な実施に努める。

² 宇都宮モデル

文部科学省が示した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、市教育委員会が提案している授業モデルの一つ。「はっきり！じっくり！すっきり！」の授業展開を提案している。

³ 宮・未来キャリア教育

義務教育9年間を通して系統的なカリキュラムや地域の教育力を生かした体験活動の実施などにより、社会的・職業的自立に向け必要な資質・能力を育て、望ましい勤労観・職業観の形成を目指すもの

⁴ 宮っ子チャレンジウィーク

全市立中学2年生が、連続する5日間（月曜から金曜日まで）、受け入れ先の企業・店舗・農家・公共機関等において担当者の指導を受けながら行う職場体験等の活動

⁵ 宮っ子「夢」教室

市内企業等の協力を得ながら、小学校において高学年児童を対象に、将来への夢や希望、目標をもたせたり、様々な職業への関心を高めたりすることを目的とした講話や体験活動等を教育課程に位置付けて実施するもの

【英語によるコミュニケーション能力の向上】

(課題)

- グローバル化する社会において活躍できる人材の育成に向け、英語によるコミュニケーション能力向上のためには、教員の指導力・授業力の更なる向上を図ることで英語によるやり取りを中心とした授業を推進するとともに、授業外においても本市ALTの活用などにより英語に触れる機会を充実させる必要がある。
- また、客観的な英語力判定機会を活用し、結果をもとに、計画や指導を改善することや、英語に対する学習意欲を喚起することが必要である。

(取組の方向性)

- 児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を確実に育成するため、中学校英語教員全員を対象とし、外国語指導助手（ALT）を活用した英語のみを使用する研修を実施するなど教員の英語力及び指導力・授業力向上に努めるとともに、英語での掲示物作成や給食中の英語放送、本の読み聞かせなど本市ALTを活用した授業時間外の取組の充実を図る。
- 英語能力診断を実施することにより、自身の英語力を客観的に把握する機会とともに、結果をもとに、強みや課題を把握することによる指導計画や授業の改善及び個々への適切なフィードバックによる英語学習に対する意欲の向上を図る。

【自己の健康を主体的に管理できる能力の育成】

(課題)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により低下傾向にあった体力について、運動機会の創出を推進したことにより、昨年度と同程度の達成度は維持できたものの、敏捷性や瞬発力に課題があるとともに、食育における朝食欠食においても、年々摂取状況が減少していることから、「体力の向上」や「食育」など健康教育をより一層推進し、児童生徒が、健康で安全に生活するための知識や技能を着実に身に付け、実践し、健康で安全な社会づくりに貢献できる態度を育成していく必要がある。

(取組の方向性)

- 児童生徒が、健康で安全に生活するための知識や技能を着実に身に付けられるよう、「体力の向上」、「学校保健」、「食育」、「学校安全」の各分野について、引き続き、着実かつ一体的に推進するとともに、身に付けた知識や技能を日常生活で活かすことができるよう、学校外での運動機会の創出や家庭との連携などにより、指導の充実を図る。

施策（2）誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進

施策の方向性		すべての児童生徒が生き生きと学ぶことができるよう、様々な状況や教育的ニーズに応じた指導・支援を推進します。																													
施策指標	産出指標	不登校児童生徒への支援の振り返りを行い、目標や手立ての再検討を行っている割合 (R6年度不登校対策に係る取組状況調査)		令和6年度																											
		目標値	96.4%	B																											
		実績値	95.7%																												
	成果指標	達成度	99.3%																												
		基準値 (R3)	目標値 (R9)	A																											
		94.8%	100%																												
目標値の設定方法		これまでの実績を参考に設定																													
市民満足度	産出指標	不登校児童生徒のうち、社会的自立に向けた支援につながった児童生徒の割合 (R6年度長期欠席に関する実態調査)		目標値																											
		77.5%		B																											
		実績値	78.1%																												
	成果指標	達成度	100.8%																												
		基準値 (R3)	目標値 (R9)	A																											
		74.1%	85.0%																												
目標値の設定方法		これまでの実績を参考に設定																													
市民満足度		<p>市民満足度の推移</p> <table border="1"> <caption>市民満足度の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>調査結果 (%)</th> <th>基準値-5pt (%)</th> <th>基準値+5pt (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>22.0</td> <td>17.5</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>22.5</td> <td>17.5</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>14.5</td> <td>17.5</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	調査結果 (%)	基準値-5pt (%)	基準値+5pt (%)	R4	22.0	17.5	27.5	R5	22.5	17.5	27.5	R6	14.5	17.5	27.5	R7				R8				R9				C
年度	調査結果 (%)	基準値-5pt (%)	基準値+5pt (%)																												
R4	22.0	17.5	27.5																												
R5	22.5	17.5	27.5																												
R6	14.5	17.5	27.5																												
R7																															
R8																															
R9																															
主要な構成事業の進捗状況	児童生徒基礎調査事業																														
	適応支援教室事業			B																											
	特別支援教育事業																														
	いじめゼロ運動の推進																														
	外国人児童生徒等への日本語指導の充実																														

施策の評価・分析			
<ul style="list-style-type: none"> 「不登校対策の手引書」を活用した各校における不登校対策の充実や「不登校対策の視点」を取り入れた教職員研修の実施などにより、不登校対策についての教職員の意識が高まっている。 また、各校における別室登校支援や1人1台端末を活用した学習支援、通所型適応支援教室「とらいあんぐる」や「まちかどの学校」、デジタルを活用した適応支援教室「U @りんくす」など、多様な学びの場を提供し、1人1人の状況に応じたきめ細かな支援を行ったことにより、社会的自立に向けた支援につながった児童生徒の割合は単年度目標を上回った。 市民満足度については、各種取組について、メディアなどを活用し、情報発信しているものの、「わからない」が依然として多く、「満足（計）」も減少している。 			
<table border="1"> <tr> <td>総合評価</td><td>概ね順調</td></tr> </table>		総合評価	概ね順調
総合評価	概ね順調		
今後の施策の取組方針（課題及び取組の方向性）			
<p>【不登校児童生徒への支援の充実】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒が増加する中、各小中学校においては、新たな不登校児童生徒を生み出さないよう、きめ細かな学級経営や課題の早期発見・早期対応に取り組む必要がある。また、児童生徒が安心して過ごせる教育環境づくりの推進や将来の社会的自立を目指した支援に取り組むとともに、関係機関等との連携を強化し、個々の状況に応じた支援の充実を図る必要がある。 <p>(取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導主事による学校訪問の実施や児童生徒基礎調査（Q-U・WEBQU）の活用等を推進するとともに、新たに全中学校の別室を校内教育支援センターとして開設するなど、不登校支援の充実を図る。また、適応支援教室やフリースクール等の民間施設へ通所している児童生徒に係る積極的な情報共有等、関係機関との連携に取り組むとともに、不登校対策プロジェクト会議を活用し、局内関係課と連携した不登校対策を推進する。 <p>【特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導の充実】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育の更なる推進に取り組むとともに、かがやきルームを利用する児童生徒の増加に対応していく必要がある。また、通常の学級や特別支援学級等において、児童生徒一人一人の発達段階や特性に応じた指導の充実を図る必要がある。 <p>(取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学級数の多い小学校へ他校の担当者が出席して指導を行うとともに、通級による指導が必要な児童生徒に通級サテライト校での指導を最大限に活用するなど、児童生徒一人一人のニーズに合わせた指導の充実を図る。また、特別支援学級での指導経験や教職員研修を通じた指導力の向上、学校訪問相談による助言等に基づく校内体制の構築により、児童生徒の発達段階や特性に応じた指導の専門性の向上を図る。 			

【いじめの未然防止等に係る継続的な取組】

(課題)

- いじめの未然防止や早期発見・早期対応に引き続き取り組むとともに、初期段階において迅速に組織的に対応していく必要がある。

(取組の方向性)

- 教職員が日頃から児童生徒を観察することはもとより、児童生徒主体のいじめ根絶集会の開催や、年2回以上の教育相談、年4回以上のいじめアンケートの実施を各学校で行うとともに、いじめ等問題行動対策連絡会の開催など、いじめの未然防止や早期発見に取り組む。また、いじめが発生した場合には、学校と市教委が連携しながら早期に「市いじめ防止対策基本方針」や「いじめ防止対策推進法」等の法規に則って対応するとともに、再発の防止に努める。

【外国人児童生徒等への指導の充実】

(課題)

- 本市においては日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、また、本市在住外国人の多国籍化の進展により使用言語も増え、個々の状況に応じた指導・支援の充実を図る必要がある。

(取組の方向性)

- 外国人児童生徒等一人一人の日本語習得状況に応じた段階的な指導や外国人保護者への支援を行うため、「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」に基づき、国際交流協会との連携を強化しながら、初期日本語指導教室の充実や日本語指導者の定期的な派遣、日本語指導者研修による指導者の専門性の向上を図るとともに、1人1台端末を活用した通訳・翻訳支援について、研修会等を通して周知していく。また、デジタル音声教科書（ディジー教科書）の活用を推進し、個々の学習状況に応じた学びの機会の充実を図る。

施策（3）児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実

施策の方向性		学校施設の長寿命化やトイレ・空調などの環境改善、LED化などによる脱炭素化などを進めることで、安全で快適な教育環境を整えます。教職員の資質・能力の向上や教職員の働き方改革を進め、豊富な人材を活用した学校の組織力の向上を推進します。																													
施策指標	産出指標	校舎及び体育館のトイレの洋式化率 ※()内は、学校トイレ全体の洋式化率		令和6年度																											
		目標値	83.0% (76.3%)	A																											
		実績値	83.5% (76.8%)																												
		達成度	100.6%																												
	成果指標	基準値 (R3)	目標値 (R9)	B																											
		70.0% (64.5%)	100% (91.6%)																												
		目標値の設定方法	これまでの実績を参考に設定																												
		「学校は、利用する人の安全に配慮した環境づくりに努めている」と回答した保護者、地域住民、教職員の割合 (R6年度「うつのみや学校マネジメントシステム ⁶⁾ 全体アンケート」)	目標値 実績値 達成度																												
		基準値 (R3)	目標値 (R9)																												
市民満足度の推移		92.0%	95.0%	C																											
		目標値の設定方法	これまでの実績を参考に設定																												
市民満足度の推移		<p>市民満足度の推移</p> <table border="1"> <caption>市民満足度の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>調査結果 (%)</th> <th>基準値+5pt (%)</th> <th>基準値-5pt (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>32.8</td> <td>37.8</td> <td>37.8</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>27.8</td> <td>37.8</td> <td>37.8</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>22.3</td> <td>37.8</td> <td>37.8</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td></td> <td>37.8</td> <td>37.8</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td></td> <td>37.8</td> <td>37.8</td> </tr> <tr> <td>R9</td> <td>27.8</td> <td>37.8</td> <td>37.8</td> </tr> </tbody> </table>		年度	調査結果 (%)	基準値+5pt (%)	基準値-5pt (%)	R4	32.8	37.8	37.8	R5	27.8	37.8	37.8	R6	22.3	37.8	37.8	R7		37.8	37.8	R8		37.8	37.8	R9	27.8	37.8	37.8
年度	調査結果 (%)	基準値+5pt (%)	基準値-5pt (%)																												
R4	32.8	37.8	37.8																												
R5	27.8	37.8	37.8																												
R6	22.3	37.8	37.8																												
R7		37.8	37.8																												
R8		37.8	37.8																												
R9	27.8	37.8	37.8																												
主要な構成事業の進捗状況		校舎長寿命化改修事業 リフレッシュスクール事業 施設改修事業 教育用パソコン整備事業 教職員研修事業	計画どおり	B																											

⁶⁾ うつのみや学校マネジメントシステム

学校が計画し、実施した教育活動を、児童生徒、教職員、保護者、地域住民が、市共通の評価項目に基づいたアンケートに回答して評価し、アンケート結果や児童生徒の実態、各種調査等から総合的に分析、評価、検証することで、組織的・継続的に教育活動の充実と学校運営の改善を図る取組

施策の評価・分析	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の補助を最大限活用しながら令和6年度は19校の校舎トイレ、23校の体育館トイレ改修工事を実施したことなどにより、洋式化率の目標値を達成し、快適な教育環境の確保が図られた。 ・ 学校施設の整備・修繕などを実施したことにより、成果指標は、目標値には届かなかったものの高い水準となっており、安全で快適な教育環境の確保が図られた。 ・ 教職員の資質・能力の向上のためのキャリア段階に応じた適切な研修の実施や、今後段階的に導入されるC B T（コンピュータによる試験）等への対応として、校内通信ネットワークの増強を行うなど、教育環境の充実に向けた事業に積極的に取り組んだ結果、子育てに関わりがある人は施策への満足度は高いが、「わからない」の回答割合が増加したことで、全体の満足度としては相対的に低下した。 <p>（「満足」 R 5 : 4.4%⇒R 6 : 5.5%, 「わからない」 R 5 : 50.8%⇒R 6 : 55.9%）</p>	
総合評価 概ね順調	
今後の施策の取組方針（課題及び取組の方向性）	
<p>【学校施設の老朽化等への対応】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化が進行している学校施設については、安全面への配慮やより良い教育環境の確保とともに、脱炭素化の推進など、多様化するニーズへの対応などが求められており、限られた財源の中で計画的・効率的な整備を行っていく必要がある。また、学校施設における大規模な設備機器については、空調設備や照明設備の老朽化が進んでいる中、修繕等に必要な部品の供給も間もなく終了する見込みであり、計画的な整備を行っていく必要がある。 <p>(取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の整備については、令和元年度に策定した「宇都宮市学校施設長寿命化計画」に基づき、トータルコストの縮減や事業費の平準化を図りながら、<u>建物の安全性や快適な学習環境、長寿命化改修に合わせたZEB化</u>など、社会的なニーズを踏まえた施設機能の確保に着実に取り組んでいく。 <p>また、学校施設における大規模な設備機器については、他都市における整備状況などを参考にしながら、<u>普通教室等の空調設備の更新や小学校特別教室及び武道場への空調設備の整備</u>に取り組むとともに、「第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画」における目標の達成に向けて、引き続き学校トイレの洋式化を進めていく。</p> <p>【学校におけるデジタル環境の確保・充実】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度に5年を迎える児童生徒1人1台端末の着実な更新とともに、引き続き端末へのフィルタリング（不適切なサイトの閲覧を防ぐ仕組み）や利用のルールの遵守により、端末を安全安心に利用できる環境の維持管理が必要である。 ・ 全国学力・学習状況調査のC B T（コンピュータを利用したテスト）などへの対応として、安定した通信環境を確保する必要がある。 	

(取組の方向性)

- ・ 多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることにより、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を目指し、県の共同調達会議を通した児童生徒1人1台端末の計画的な更新とともに、引き続きフィルタリングの適切な運用やデジタル機器の適正な維持管理に努める。また、ICT教育の進展に伴う校内通信ネットワーク状況をモニターしながら、随時課題解決に向けて取り組むほか、通信機器の稼働年数等を踏まえ、継続的に学びを保障できるよう、計画的に機器の更新を行っていく。

【教職員の資質・能力の向上】**(課題)**

- ・ 教職員の大量退職がしばらく継続する見通しであり、教職員の指導力向上や組織マネジメント力の向上を図ることが喫緊の課題であるとともに、新しい時代に対応した教育を推進するための教職員の資質・能力の向上を図ることが必要である。また、限られた人材の中で、教職員一人一人の特性等を生かした適材適所の配置が、これまで以上に求められる。

(取組の方向性)

- ・ 若手育成システムや教職員マイスター制度⁷等を通して校内外におけるOJTを促進するとともに、教職員研修においては、自ら主体的・計画的に資質の向上を図りながら学びのマネジメントを意識できるよう、学校組織及び教育課程のマネジメントを内容とする「学校運営推進リーダー養成研修」を始めとした理論と実践の往還を図る研修等に取り組んでいく。

⁷ 教職員マイスター制度

ベテラン教職員と所属校の違う中堅教職員で構成するペアを単位にして、1年間、継続的にOJT方式の研修を行う制度

施策（4）学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実

施策の方向性		きめ細かな家庭教育支援や地域と学校が連携した魅力ある学校づくり地域協議会の活動を進めることで、地域全体で子どもをはぐくむ教育活動の充実に取り組みます。																														
施策指標	産出指標	地域における学習支援や体験活動等の教育活動数		令和6年度																												
				目標値 4,680回																												
				実績値 5,182回																												
		基準値（R3）		達成度 110.7%																												
		3,357回		A																												
		目標値の設定方法	これまでの実績を参考に設定																													
施策指標	成果指標	地域における学習支援や体験活動等に参加した活動者数および児童生徒数（魅力ある学校づくり地域協議会等のデータ）		目標値 115,310人																												
				実績値 139,105人																												
				達成度 120.6%																												
		基準値（R3）		A																												
		81,171人		170,000人																												
		目標値の設定方法	これまでの実績を参考に設定																													
市民満足度		<p>市民満足度の推移</p> <table border="1"> <caption>市民満足度の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>調査結果 (%)</th> <th>基準値-5pt (%)</th> <th>基準値+5pt (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>30.6</td> <td>25.0</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>28.1</td> <td>25.0</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>22.7</td> <td>25.0</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>24.1</td> <td>25.0</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>25.0</td> <td>25.0</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>R9</td> <td>24.1</td> <td>25.0</td> <td>35.0</td> </tr> </tbody> </table>			年	調査結果 (%)	基準値-5pt (%)	基準値+5pt (%)	R4	30.6	25.0	35.0	R5	28.1	25.0	35.0	R6	22.7	25.0	35.0	R7	24.1	25.0	35.0	R8	25.0	25.0	35.0	R9	24.1	25.0	35.0
年	調査結果 (%)	基準値-5pt (%)	基準値+5pt (%)																													
R4	30.6	25.0	35.0																													
R5	28.1	25.0	35.0																													
R6	22.7	25.0	35.0																													
R7	24.1	25.0	35.0																													
R8	25.0	25.0	35.0																													
R9	24.1	25.0	35.0																													
主要な構成事業の進捗状況		魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業																														
		家庭の教育力向上事業の推進																														
		放課後子ども教室 ⁸ 推進事業																														
		子どもの家事業																														
		子どもの家建設・整備費																														
		計画どおり																														
		B																														

⁸ 放課後子ども教室

放課後等における全ての児童（参加希望の児童が対象）の健全育成を図るため、体験活動や異年齢交流活動、学習支援の場を提供することを通して、地域ぐるみで子どもを育む取組

施策の評価・分析			
<ul style="list-style-type: none"> 地域未来塾⁹(魅力ある学校づくり地域協議会による放課後等の学習支援)の実施や新たに1校の放課後子ども教室の立ち上げなど、子どもたちの学習支援や体験活動等の教育活動を継続的に行つたことにより、教育活動数及び参加した児童・生徒数とともに目標値を上回っている。 地域未来塾や放課後子ども教室など「地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり」や、親学出前講座¹⁰など「家庭の教育力向上」に取り組んできたところであるが、「わからない」と回答した割合が増加している。年代や地域による大きな違いは見られないことから、学校・家庭・地域が相互に連携した教育活動について、情報誌やSNSなど様々な媒体を効果的に活用しながら、更なる情報発信に広く取り組んでいく。 			
<table border="1"> <tr> <td>総合評価</td><td>概ね順調</td></tr> </table>		総合評価	概ね順調
総合評価	概ね順調		
今後の施策の取組方針（課題及び取組の方向性）			
<p>【魅力ある学校づくり地域協議会活動の充実】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が全ての公立学校へのコミュニティ・スクール¹¹の導入を進める中、地域ぐるみの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」と地域の教育力を生かした「学校教育の充実」に向け、地域の実情に応じた魅力ある学校づくり地域協議会活動の充実を図る必要がある。特に、支援を希望する生徒が学習支援を受けられるよう、地域の教育力を生かした放課後等の学習支援（地域未来塾）の市内全中学校区での継続的な実施に向けて取り組む必要がある。 <p>(取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会が実施する活動の充実・活性化に向けて、<u>国</u>の<u>コミュニティ・スクール</u>の<u>本市</u>への<u>有効性</u>を<u>検証</u>する<u>モデル事業</u>に取り組むほか、地域の特色を生かした多様な活動ができるよう、活動のキーパーソンとなる<u>地域学校協働活動推進員¹²</u>等を対象とした研修会の開催や、ボランティアへの参加の呼びかけを含めた事業の周知・啓発、学習支援（地域未来塾）の市内全中学校区での継続的な実施につながる働きかけを行うなど、地域の実情に応じた活動の支援や幅広い情報発信に取り組んでいく。 <p>【家庭教育支援の充実】</p> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭の教育力向上に向け、保護者の学びを促進する親学出前講座の充実を図るとともに、講座などに参加が困難な保護者が必要な支援を受けられるよう、能動的なアウトリーチ型支援などの家庭教育支援の充実を図る必要がある。 			

⁹ 地域未来塾

生徒の学習習慣の定着及び家庭学習時間の増加を図るため、家庭の状況にかかわらず、学びたい生徒が学べる仕組みとして、魅力ある学校づくり地域協議会の地域の教育力を生かして中学生を対象に学習支援を行う取組

¹⁰ 親学出前講座

保育所や幼稚園、小中学校、子育てサークルのグループ活動などの保護者が集まる機会に市職員や企業等が出向き、子どもをより良く育てるための保護者の学びを支援する取組

¹¹ コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと

¹² 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）

魅力ある学校づくり地域協議会が行う活動を円滑に実施するとともに、日常的な学校と家庭・地域の連携を図ることを目的に、総合的な調整役として同会に配置する者

(取組の方向性)

- より効果的な啓発のため、各種機関や子育てサークル等へ講座開催等を直接働きかけるとともに、情報誌や家庭の教育手帳を活用した効果的な周知啓発に取り組むほか、アウトリーチ型家庭教育支援¹³に関して、情報誌やSNSを活用した周知を積極的に行うとともに、保護者が集まる行事等での相談窓口の開設など、能動的な支援を実施し、相談機会の拡充を進める。

【放課後子ども教室の充実】**(課題)**

- 全ての児童が放課後子ども教室を通じて自主性・社会性を育むことができるよう、全学校区での活動実施を推進するとともに、既に実施している校区に対しては、さらなる体験活動や交流活動等が開催できるよう、支援を行う必要がある。

(取組の方向性)

- 未実施の校区における地域団体（宮っ子ステーション推進委員会、魅力ある学校づくり地域協議会）等への働きかけを行うとともに、実施している校区に対しては、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりの更なる充実に向け、活動アドバイザリスト等を活用した活動内容の充実への支援を行っていく。

【子どもの家の適正な管理・運営】**(課題)**

- 今後も、全ての子どもの家について、持続的で安定した運営と、利用者に対するサービスの向上が図られるよう、各指定管理者と密に連携し、適正な管理・運営に取り組む必要がある。

(取組の方向性)

- 全ての子どもの家について、持続的で安定した運営ができるよう、定期及び随時の訪問調査やモニタリングの実施等により運営状況を把握するなど、必要な支援・指導を実施していくとともに利用児童の実態に応じたより良い育成環境になるよう取り組んでいく。

¹³ アウトリーチ型家庭教育支援

家庭教育に関する悩みや不安を持つ保護者に対して、個別支援（相談・情報提供）を行う取組

施策（5）生涯にわたる学習活動の促進

施策の方向性		NPO・大学・企業等と連携するなど多様な学習機会の充実や、学習活動を支える人材の育成により、一人ひとりの自己実現や地域での活躍へとつながる学習環境の充実に取り組みます。																																					
施策指標	産出指標	生涯学習センターや図書館等の利用者数（オンライン講座の受講者、電子書籍の利用者も含む）		令和6年度																																			
		目標値	1,500千人	B																																			
		実績値	1,475千人																																				
	成果指標	達成度	98.3%																																				
		基準値（R3）	目標値（R9）	A																																			
		1,237千人	1,800千人																																				
目標値の設定方法		これまでの実績を参考に設定																																					
市民満足度	産出指標	学習や活動を行う環境に満足している市民の割合		目標値																																			
				35.0%																																			
				実績値																																			
	成果指標			38.7%																																			
		基準値（R3）	目標値（R9）	達成度																																			
		37.2%	50%	110.6%																																			
目標値の設定方法		これまでの実績を参考に設定																																					
市民満足度		<p>市民満足度の推移</p> <table border="1"> <caption>市民満足度の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>調査結果 (%)</th> <th>基準値 (%)</th> <th>基準値+5pt (%)</th> <th>基準値-5pt (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>28.4</td> <td>23.5</td> <td>33.4</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>24.2</td> <td>23.5</td> <td>31.5</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>23.5</td> <td>23.5</td> <td>31.5</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>23.5</td> <td>23.5</td> <td>31.5</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>23.5</td> <td>23.5</td> <td>31.5</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>R9</td> <td>23.5</td> <td>23.5</td> <td>31.5</td> <td>22.5</td> </tr> </tbody> </table>			年	調査結果 (%)	基準値 (%)	基準値+5pt (%)	基準値-5pt (%)	R4	28.4	23.5	33.4	22.5	R5	24.2	23.5	31.5	22.5	R6	23.5	23.5	31.5	22.5	R7	23.5	23.5	31.5	22.5	R8	23.5	23.5	31.5	22.5	R9	23.5	23.5	31.5	22.5
年	調査結果 (%)	基準値 (%)	基準値+5pt (%)	基準値-5pt (%)																																			
R4	28.4	23.5	33.4	22.5																																			
R5	24.2	23.5	31.5	22.5																																			
R6	23.5	23.5	31.5	22.5																																			
R7	23.5	23.5	31.5	22.5																																			
R8	23.5	23.5	31.5	22.5																																			
R9	23.5	23.5	31.5	22.5																																			
主要な構成事業の進捗状況		人材かがやきセンター事業		B																																			
		生涯学習推進事業																																					
		図書館資料の収集提供																																					
		図書館読書推進事業																																					
		二十歳を祝う成人のつどいの開催																																					

施策の評価・分析

- 生涯学習センターについては、社会情勢や市民ニーズに対応した多様な講座を実施したことにより、主催・共催事業の参加者数が増加した。図書館貸出人数については、令和5年度実績より減少したものの、コロナ禍以前（令和元年度）と同水準まで回復している。
- 図書館における照明工事など学習環境の向上に資する取組を進めたことに伴い、学習や活動を行う環境に満足している市民の割合が目標値を上回った。
- 生涯学習センター人材かがやきセンター、図書館などにおいて、地域及び個人の課題に寄り添った学びの場を提供してきたことから、昨年度と比較して「不満」の割合が減少したものの、「わからない」と回答した割合が依然として高かったため、生涯にわたる学習活動について、情報誌やSNSなど様々な媒体を効果的に活用しながら、更なる情報発信に努める。

総合評価	概ね順調
------	------

今後の施策の取組方針（課題及び取組の方向性）

【デジタル技術など社会で求められる能力を身につけられる学習機会の充実】

（課題）

- 誰一人取り残されない社会の実現に向け、デジタルディバイドの解消やデジタル技術などを活用した学習環境の充実を進める必要がある。
- 令和7年4月に供用開始した「公共施設予約システム」の利用を定着させるとともに、これまで生涯学習センターの利用が少ない若年者等への利活用を促進する必要がある。

（取組の方向性）

- 初心者パソコン相談やスマート基礎講座などの開催を通じ、一人ひとりのニーズやライフスタイルに合ったデジタルディバイド対策に取り組むとともに、動画教材などデジタル技術を活用した学習環境の充実に取り組む。
- 活動場所の予約から支払いまで全てオンラインで行うことができる「公共施設予約システム」の利用定着に向けて、生涯学習センターと一体となって取り組むとともに、これまで利用が少ない若年者等へ向けた周知を強化する。

【電子書籍を活用した読書機会の充実】

（課題）

- 令和5年4月に本格導入した宇都宮市電子図書館について、利用登録や利用促進に向けた効果的な周知に取り組むとともに、電子書籍を活用した子どもが読書に親しめる環境づくりに取組む必要がある。

（取組の方向性）

- 同時に何人もが読める小中学生向けの多人数向け電子書籍を新たに導入するなど、電子図書館で提供する書籍の充実を図るとともに、市民向けの周知を強化しながら利用促進を図っていく。

【障がいの有無にかかわらず読書に親しめる読書バリアフリー事業の充実】**(課題)**

- 一般書籍が読みにくい人向けの大活字本や電子書籍などのアクセシブル資料の充実を図るとともに利用を促進させながら、障がいの有無にかかわらず誰もが読書に親しめる環境づくりに取り組む必要がある。

(取組の方向性)

- 新たに導入する布絵本について、福祉施設・子ども発達センター等の関係機関と連携しながら、利用促進を図っていくほか、引き続き、アクセシブル資料を必要とする利用者に向け周知啓発に取り組んでいく。

【学び直しを支援するリカレント教育の実施】**(課題)**

- 社会人が仕事と学びを繰り返しながら自己実現に向けてスキルアップやキャリアアップを目指せるように、個人のニーズに応じた学び直しの仕組みづくりをする必要がある。

(取組の方向性)

- 大学や民間企業と連携しながら社会人を対象としたリカレント教育モデル事業の実施を通して、課題の抽出や全市にわたる取組の展開に向けた効果的な手法の検討を進める。
- 社会人に対してリカレント教育の重要性や講座などの情報が伝わるように、従来の情報発信方法に加え、デジタル広告を活用するなど周知・啓発方法を工夫する。

～第5章 広報・広聴活動～

1 広報活動

◆「教育委員会だより 第26号」の発行（令和7年3月）

【掲載先】市ホームページ

【内 容】



教育で選ばれるまちを目指して

- 本市ならではの「教育」に関する取り組みや優れた教育環境など、市立小中学校の学校教育に関する優れた特徴や成果等について紹介

休日部活動の地域移行

- 学校が運営する休日の部活動から、総合型地域スポーツクラブやPTA等が運営する「地域クラブ活動」への移行に向けた今後のスケジュールやモデル事業について紹介

学校における働き方改革の推進

- 教職員における働き方改革の目的や主な取り組み等の紹介

不登校の子どもたちが安心できる居場所づくり

- 令和7年度から新たに全市立中学校に設置する「校内教育支援センター」の紹介など

◆ホームページによる情報発信

- 市ホームページへの教育委員通信「みんなで育てようかがやく宮っこ」の掲載（随時）

教育委員の活動報告（教育施設の視察、懇談会等）を発信した。

- 教育委員会ホームページ（トップページ）の活用

学校（中学校1校、小学校2校）における活動の様子を毎月掲載し、市民の学校活動に対する一層の理解を図った。

◆パブリシティ*の有効活用

- パブリシティ相談窓口の設置

教育企画課と学校教育課にパブリシティ相談窓口を設置し、パブリシティ活動の強化に向け、教育委員会事務局及び教育機関に対し、効果的な記者発表連絡票の作成などについて情報共有を図った。

- パブリシティ活動の実績【パブリシティ活動の活動指標（目標値）】

目標1	年間情報提供件数365件 <教育委員会1日1件パブリシティ運動>
目標2	各学校・施設において年間1件以上の情報提供 <1施設1件パブリシティ運動>

* パブリシティ

パブリシティとはPRの一種で、プレスリリースやインタビューへの応対などを通じて、メディアに取組内容などを取り上げてもらう活動のことをいう。

【目標1】年間情報提供件数（記者発表連絡票及び記者への取材依頼による件数）の実績】

	令和5年度	令和6年度	前年比
年間	309件	235件	▲24.0%
うち学校	83件	49件	▲41.0%

【目標2】1施設1件パブリシティ運動の実績】

	令和5年度		令和6年度		前年比	
	実施箇所数	実施率	実施箇所数	実施率	実施箇所数	実施率
各課・所 R5（7課・1所） R6（5課・1所）	8箇所	100%	6箇所	100%	▲2箇所	±0pt
小学校 (69校)	37箇所	53.6%	26箇所	37.7%	▲11箇所	▲15.9pt
中学校 (25校)	11箇所	44.0%	6箇所	24.0%	▲5箇所	▲20.0pt
教育機関 R5（36施設） R6（25施設）	18箇所	50.0%	11箇所	44.0%	▲7箇所	▲6.0pt
合計 R5（138件） R6（125件）	74箇所	53.6%	49箇所	39.2%	▲25箇所	▲14.4pt

令和6年度は、機構改革により「文化課」及び「スポーツ振興課」が市長部局に移行されたとともに、令和5年度（前年度）は、小中学校における周年行事が多く開催された年であったため、全体の情報提供件数が減少となった。

機構改革により件数は減少しているものの、前年度と同様に、冒険活動センターの活動紹介や生涯学習課における講座等の周知について、SNS（X（旧Twitter）、インスタグラム）による情報発信（180件）や、とちぎテレビの市政番組「教えて イイトコうつのみや」を活用した「教育のまち うつのみや 食育」の放映をするなど、効果的な情報発信を行った。



冒険活動センターの活動紹介

生涯学習課における講座等の周知

⇒ 今後も、外部への情報発信について、積極的に取り組む必要があることから、校長会議等を通して、記者発表連絡票の作成に当たってのポイントや効果的な作成事例を共有するなど、記者への情報提供を促進するとともに、分かりやすい内容で、各広報媒体の特性を活かした効果的な情報発信に努めていく。

2 広聴活動

◆教育委員会の活動

教育現場からの意見を広く取り入れるため、教職員との懇談会などを通して、教育現場の意向を把握するとともに、教育委員会会議での「学習内容定着度調査結果」などの報告案件や「うつのみや学校マネジメントシステム」などの各種アンケートにより、教育現場の実態を把握した。

◆教育行政相談

令和6年度に教育委員会が投書やメール等で受けた教育行政相談については下記のとおりであり、教育委員会会議で報告し、情報共有を図った。

課名	相談内容	件数
学校管理課	学校物品の取得・処分・貸付及びその管理に関すること	1
	学校施設の大規模改造などに関すること	3
	学校施設の維持管理に関すること	1
	その他	2
学校教育課	学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること	5
	教科用図書の採択その他教材等に関すること	1
	児童生徒指導に関すること	1
	その他	1
学校健康課	学校教育における食育の推進に関すること	2
	学校給食の栄養・衛生管理に関すること	1
	通学路の安全に関すること	3
	運動部活動に関すること	1
	その他	3
生涯学習課	生涯学習センターの利用に関すること	4
	放課後児童に関すること	1
	図書館・視聴覚ライブラリーの利用に関すること	2
	その他	9

～第6章 総合評価～

1 教育委員会の活動

(1) 評価

視察や教職員との懇談会、委員提案による自由討議などを通じ、教育委員会施策の現状や課題についての理解を深めることができた。また、令和6年度から市長事務部局へ移管されたスポーツ・文化行政についても、教育委員会会議や委員deサロンの機会を活用し、計画の策定内容の意見交換やイベントの周知・情報提供を行いながら、連携・協力して進めることができた。

総合教育会議においては、共同で実施するメッセージについて、市長との意見交換により、それぞれの認識を共有し、市長事務部局と教育委員会が一体となつた取組を推進することができた。

以上のことから、教育現場の実態や意向、課題を捉えた教育委員会活動を実施するとともに、総合教育会議を通して市長と教育委員会が共通認識を図ることができたことから、本市教育行政に資する活動であったものと評価する。

(2) 課題と今後の方向性

教育を取り巻く社会環境が多様化・複雑化している中、様々な教育課題に対応していくためには、幅広く教育現場の実態や意向を把握するとともに、教育委員会会議における議論を活性化させる必要があることから、委員研修や教育施設視察の充実を図り、教育現場のより一層の実態把握及び効率的な教育委員会活動の実施に努めていく。

また、本市の教育大綱の実現に向けて、「宮っこ未来ビジョン」に掲げる「心豊かでたくましく生きる人」を目指した人づくりをより一層推進していくため、引き続き、総合教育会議や教育委員会活動を通じて、スポーツ・文化行政をはじめ、市長事務部局と緊密に連携しながら、教育行政の充実に努めていく。



教育施設視察での教職員との意見交換



総合教育会議での市長との意見交換

2 教育委員会施策の推進

(1) 評価

「誰もが夢や希望を持ち必要な教育を享受できる社会の実現」を目指して、教育委員会が推進する5つの施策について評価した。

学校教育においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、本市独自の授業モデルである「宇都宮モデル」等を活用した授業づくり・改善に取り組むとともに、別室登校支援や1人1台端末を活用した学習支援、デジタルを活用した適応支援教室「U@りんくす」など、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな支援のための多様な学びの場を提供することにより、誰もが夢や希望を持ち必要な教育を受けられるよう様々な取組を推進するとともに、学校施設の長寿命化やトイレの洋式化を進めることにより、安全で快適な教育環境の確保が図られた。

また、社会教育においては、中学生の学習支援を行う地域未来塾や、放課後における体験活動等を行う放課後子ども教室の既に実施している校区を拡大するなど、地域全体で子どもを育む教育活動の充実を図ることにより、生涯にわたる学習環境の充実に取り組んだ。

全ての施策において、総合評価が「概ね順調」であることから、着実に推進が図られていると評価する。

施策名 施策指標 ([産]=産出指標, [成]=成果指標)	目標	達成度	評価	総合評価			
	実績						
新たな時代に必要となる資質・能力の育成							
[産]研究授業を年間4回以上実施した小・中学校の割合	74.2%	94.6%	B	概ね順調			
	70.2%						
[成]全国学力・学習状況調査における中3生の正答率(国語・数学)の全国平均との比較	1.1pt	100%	A				
	1.1pt						
[成]新体力テストの総合評価における中3生の「(A+B)-(D+E)」率	男 40.0%	男 58.3%	C				
	女 50.0%						
	男 23.3%	女 59.4%					
	女 29.7%						
誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進							
[産]不登校児童生徒への支援の振り返りを行い、目標や手立ての再検討を行っている割合	96.4%	99.3%	B	概ね順調			
	95.7%						
[成]不登校児童生徒のうち、社会的自立に向けた支援につながった児童生徒の割合	77.5%	100.8%	A				
	78.1%						
児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実							
[産]校舎及び体育館のトイレの洋式化率	83.0%	100.6%	A	概ね順調			
	83.5%						
[成]「学校は、利用する人の安全に配慮した環境づくりに努めている」と回答した保護者、地域住民、教職員の割合	93.5%	97.5%	B				
	91.2%						
学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実							
[産]地域における学習支援や体験活動等の教育活動数	4680回	110.7%	A	概ね順調			
	5182回						
[成]地域における学習支援や体験活動等に参加した活動者数および児童生徒数	115310人	113.6%	A				
	130984人						
生涯にわたる学習活動の推進							
[産]生涯学習センターや図書館等の利用者数	1500千人	98.3%	B	概ね順調			
	1475千人						
[成]学習や活動を行う環境に満足している市民の割合	35.0%	110.6%	A				
	38.7%						

(2) 課題と今後の方向性

教育施策については、第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）に掲げる「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて、「誰もが夢や希望を持ち必要な教育を享受できる社会の実現」を目指し、総合的・体系的に推進していく必要がある。

学校教育においては、知・徳・体のバランスの取れた力や、生涯にわたって学び続ける意欲・態度が、児童生徒の身に付くよう、引き続き、児童生徒1人1台端末の効果的な活用や「宮っ子心の教育」の着実な実施、新たな不登校児童生徒を生み出さないよう、きめ細かな学級経営や課題の早期発見・早期対応に取り組むとともに、勤労観・職業観の形成を目指す「宮・未来キャリア教育」の一環として「宮っ子『夢』教室」等を着実に実施するほか、中学2年の全生徒を対象にした英語能力診断の結果をもとに、強みや課題を把握することによる指導計画や授業の改善及び個々への適切なフィードバックによる英語学習に対する意欲の向上を図るなど、確かな学力や豊かな心を育む教育などを引き続き推進していく。

また、社会教育においては、市民一人一人が、社会環境の変化に柔軟に対応して様々な場面で活躍できるよう、学びを通した「人づくり」に取り組むため、引き続き、地域やNPO・大学・企業等と連携するなど多様な学習機会の充実や学習活動を支える人材の育成に取り組むとともに、収集型とオンライン型を組み合わせたハイブリット形式の講座の開催や電子書籍を活用したさらなる読書機会の充実に取り組むなど、生涯にわたる学習活動の促進に向けて取り組んでいく。

3 広報・広聴活動

(1) 評価

【広報活動】

パブリシティ活動の活動指標達成に向けて、記者クラブへの情報提供やSNSによる情報発信など、各広報媒体の特性を活かし、積極的な情報発信を実施したほか、市民の学校教育に対する理解や関心を高められるよう、「教育委員会だより」の内容の充実を図った。

【広聴活動】

教職員との懇談会等を通じて、教育現場の意向や実態を把握するとともに、メール等による意見等についても、随時受け付け、適切に対応することができた。

(2) 課題と今後の方向性

【広報活動】

教育施策に係る市民意識調査（満足度）において「分からない」と回答した割合が多かったことから、積極的な情報提供・情報発信に継続的に取り組む。

さらには、本市教育の特色や強みを、市内小中学生の保護者や教職員などに効果的にPRし、市域内における本市教育行政への理解・関心の向上を図るとともに、移住・定住施策などと連携しながら、戦略的に市外に向けた情報発信に取り組んでいく。

【広聴活動】

引き続き、メールや電話等のほか、市民意識調査やまちづくり懇談会などにより、様々な機会を通じて市民からの意見聴取に努め、開かれた教育委員会を目指していく。

4 総合評価

「1 教育委員会の活動」,「2 教育委員会施策の推進」,「3 広報・広聴活動」の全てにおいて一定の成果を上げられたことから, 令和6年度の取組は本市教育行政の推進に資するものであったと評価する。

今後も, スポーツ・文化行政をはじめ, 市長事務部局と緊密に連携しながら, 第6次宇都宮市総合計画改定基本計画(後期基本計画)や「教育委員会基本方針」に掲げる施策・事業を着実かつ効果的に推進していく。

令和7年度は, 「SDGs 宮っ子まちづくりプロジェクト¹⁴」などを通したこれからの時代に必要な資質・能力の育成, 中学校における校内教育支援センター¹⁵の開設による不登校対策や特別支援教育における個に応じた指導・支援, 「児童生徒用1人1台端末」の更新と電子書籍の利用促進, 子どもの家へのWi-Fi環境の整備など, デジタルを活用した学校教育・地域教育活動の充実, NPO・大学・企業等との連携した学習の推進などによる市民の学びの場の充実に取り組んでいく。

さらには, 育英事業の拡充により中核市トップクラスの「学びを支える環境」を実現するほか, 子育て支援の1つとしての給食費の無償化に向け, 国や県に先立ち, 本市独自の給食費の負担軽減に取り組むなど, 将来を担う宮っ子を育成するとともに, あらゆる市民に学びを通して社会の変化に対応できる高い人間力を育み, 本市の総合的な教育力を市内外に誇れる「教育で選ばれるまち宇都宮」を目指していく。

教育委員会基本方針

- 本市総合計画や分野別計画等に掲げる取組を実現していくため, 重点的に取り組むべき施策等を基本方針として取りまとめているもの
- 本市教育大綱における特に重点的に取り組む施策等を示すものでもあり, 策定にあたっては, 市長と教育委員会で構成される総合教育会議を通して協議を行い, その結果を踏まえながら毎年度定めている。



¹⁴ SDGs 宮っ子まちづくりプロジェクト

地域や人権, 平和, 環境等に関する課題解決のために, 自分たちが貢献できる活動を見いだし, 実践を伴った学習活動を行うことで, 持続可能な社会の実現に向けた担い手に必要となる資質・能力を育むもの

¹⁵ 校内教育支援センター

全中学校においてメンタルサポーターの配置日数を週3日から週5日に拡充し, 落ち着いて自分に合ったペースで学習・生活できる教室とは別の専用の部屋であり, 心理面のサポートが必要な生徒の早期発見・早期対応を行い, 心の健康の維持・回復・増進を図るとともに, 学習面のサポートが必要な生徒への支援を行うもの

～第7章 評価委員による所見～

1 教育委員会評価委員会議

【日 程】令和7年7月8日（火）

【結 果】

- 「教育委員会の活動」、「教育委員会施策」、「広報・広聴活動」などについてご意見をいただいた。
- 各評価委員からの今年度の評価に係る所見については下記のとおり。

2 評価委員による所見

◆ 藤井 佐知子 委員

(1) 第3章 教育委員会の活動

- 教育委員会会議は適切に行われている。スポーツ・文化にかかる事務の管理・執行が市長部局に移管したことにより審議等の件数の回数が減ったが、その分案件ごとの議論に時間をかけることができ、密度の濃い議論が展開されている。
- 教育施設視察、教育懇談会は例年通り実施され、教育委員が教育現場の実態や意向を知るための大変よい機会となっている。令和7年度に行う総合訪問の機会を利用した授業視察はよい試みなので、今後もぜひ継続していただきたい。
- 自由討議では、各委員の要望に基づくテーマに沿った事務局からの説明とそれに基づく討議が活発に行われている。可能ならば、テーマの設定理由に加え、各回どのような意見交換がなされたかについてサマリーを記載していただけるとありがたい。
- 総合教育会議の記述が大変充実し、教育委員と市長の双方の意見が詳しく理解できた。引き続き詳細な報告をお願いしたい。

(2) 第4章 教育委員会施策

- 教育委員会施策はそれぞれ計画通り実施され、全体のバランスもよく、着実に推進が図られている。また、自己評価・分析も適切になされている。
- 「今後の施策の取組方針」における課題に関する記述が一般的なものになっているものが多く、もう少し本市の実態がわかるような内容が書かれると、施策の実施→成果→課題→今後の方向性の一連の流れがよりわかりやすくなると思われる。
- 総合評価において、評価の一覧表を載せたことで、自己評価内容の理解がスムーズになった。また、施策の全体像の理解にも役立つので、継続するとよい。

(3) 第5章 広報・広聴活動

- 広報・広聴活動は適切に行われている。特に「教育委員会だより第26号」は内容が大変充実しており、読み応えがある。写真やイラスト、図表などを駆使して保護者にもわかりやすい紙面づくりがなされており、これを読んだ保護者は市の教育への理解を深めると同時に、安心と誇りを持つようになるだろう。引き続きクオリティの高い冊子を多くの市民、関係者に届けられるよう期待している。

(4) その他

- 全体的に読みやすく、わかりやすい報告書となっている。以前に比べて教育委員の感想・意見の記載が充実したことが、委員会活動の理解促進に役立っている。今後も同様の工夫をお願いしたい。
- 第4章の各施策の記載において、市民満足度に関する部分（グラフも含めて）を少し減らしてもよいのではないか。施策の評価、総合評価への影響が少ないことを鑑み、その分実質的な記載を充実させることを考えてもよいだろう。

◆ 谷内 直子 委員

(1) 第3章 教育委員会の活動

- ・ 臨時代理の導入や会議資料のオンライン配布等によりスムーズかつメリハリの利いた委員会活動が行われている。委員からも「充実した実りある会議になっている。」との感想もあり、効果的な活動・取組になっていると考えられる。
- ・ 総合教育会議で働き方改革について取り上げ、現場の先生方が心身ともに健康な状態で教育活動に専念できるように、行政のトップと問題意識を共有し、発信したのは素晴らしい取組であった。現場の先生方が改善を実感できるまで、その姿勢を貫いていってほしい。

(2) 第4章 教育委員会施策

- ・ 市民満足度は下がって「わからない」の割合が上がっているのは、子どもの数が減り、子どもにかかわる人が減り、教育にかかわる行政サポートも手薄になってきているのではないかというイメージ、負のスパイラルから抜け出せていない現状を表していると思う。
- ・ 総合評価どおりイメージより中身が大切であり、成果指標をしっかりと見極めて、今後も取り組んでほしい。不登校やいじめは減らなくても、そこからどうやって生きていくのか、手掛かり足掛かりを模索し続けてほしい。

(3) 第5章 広報・広聴活動

- ・ 「教育委員会だより」は宇都宮市の優れた取り組みが紹介されており、よりわかりやすくなったと思う。また、中学校の部活動の地域移行や先生方の働き方改革など児童生徒や保護者が日々気になっている話題を取り上げており、多くの人に読まれたのではないかと思う。

～ おわりに ～

社会情勢の変化や教育ニーズの多様化などにより、教育をめぐる様々な課題が顕在化している中、その中核を担う教育委員会においては、これまで以上に学校や家庭、地域、企業などと一体となった取組が求められております。

本市教育委員会においては、「共に歩む教育委員会、先を見る教育委員会」をモットーに、教育現場の実態を踏まえながら、学校と共に、家庭と共に、また地域と共に、10年先、20年先を見据えた教育行政を推進しております。

また、本市では、平成17年度に策定した、本市における人づくりの指針である「宮っこ未来ビジョン」の基本理念及び基本目標を、平成27年度に宇都宮市教育大綱として位置付けたところであり、心豊かでたくましく生きることができる人づくりの実現という目標に向かい、学校教育の充実はもとより、家庭や地域の教育力の向上などの様々な取組を展開しております。

教育委員会の点検・評価は、これらの取組につきまして、議会への報告や市民への公表を行うことにより、本市教育委員会の取組について多くの市民の皆さんに知っていただくとともに、本市教育行政への御理解、御協力をいただく機会となることを期待しております。

今後とも、この点検・評価の結果を踏まえ、本市の教育を担う責務を十分に認識しながら、常に教育行政の根本に立ち返り、社会情勢や新たな教育ニーズに応じた効果的な施策の展開に努め、新しい宇都宮の未来を切り拓く「人づくり」を推進してまいります。

令和6年度 教育委員会付議案件等一覧

◆令和6年第6回教育委員会【臨時会】(令和6年4月1日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第16号	令和6年度教育委員会基本方針について

◆令和6年第7回教育委員会【定例会】(令和6年4月22日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第17号	令和6年度教育委員会の活動について
	議案第18号	宇都宮市学校職員服務規程の一部改正
報告	報告第21号	令和6年度教育委員会主要事業について
	報告第22号	教育行政相談の内容と対応について
	報告第23号	令和5年度宇都宮市奨学金申請者の選考結果について
	報告第24号	令和5年度宇都宮市入学一時金申請者の選考結果について
	報告第25号	国本中学校の火災事故について
	報告第26号	宇都宮市立小学校校外学習等ライトライン活用補助金事業について
	報告第27号	令和7年「宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい」開催概要について
その他	(1)	教育委員会だより(25号)について
	(2)	うつのみやこども賞受賞作品の決定について
	(3)	令和6年度図書館カレンダーについて
	(4)	第45回宇都宮市民芸術祭について
	(5)	宇都宮美術館展覧会スケジュールについて
	(6)	令和6年度宇都宮市文化財展示施設カレンダーについて
	(7)	令和6年度宇都宮市スポーツ振興財団の自主事業について

◆令和6年第8回教育委員会【定例会】(令和6年5月21日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第19号	令和7年度使用教科用図書の採択の基本方針等について
	議案第20号	宇都宮市教育支援委員会委員の解職及び委嘱について
	議案第21号	宇都宮市教育支援委員会への諮問について
報告	報告第28号	教育行政相談の内容と対応について
	報告第29号	宇都宮市教育支援委員会から答申を受けた対象者の就学先について

◆令和6年第9回教育委員会【定例会】(令和6年6月25日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第22号	宇都宮市通学区域審議会規則の一部改正
	議案第23号	宇都宮市社会教育委員の解職及び委嘱について
	議案第24号	宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員の解職及び委嘱について
	議案第25号	宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の解職及び委嘱について
報告	報告第30号	臨時代理の報告について
	報告第31号	令和6年6月議会一般質問の概要について
	報告第32号	教育行政相談の内容と対応について
	報告第33号	令和5年度就学援助の支給状況等について
	報告第34号	令和5年度児童虐待通告受付等の状況について
	報告第35号	宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の設置について

その他	(1)	第30回うつのみや百人一首市民大会、蓮生記念第11回全国競技かるた宇都宮大会の開催及び市民大会第30回記念事業「ちはやふる展」の開催について
-----	-----	--

◆令和6年第10回教育委員会【定例会】(令和6年7月22日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第26号	令和7年度宇都宮市教育委員会組織・定員の方針について
	議案第27号	宇都宮市教育センター条例施行規則等の一部改正
協議	協議第2号	指定管理候補者の案について
報告	報告第36号	令和6年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について
	報告第37号	育英事業における収納対策について
	報告第38号	教育行政相談の内容と対応について
その他	(1)	第38回宇都宮マラソン大会の開催について

◆令和6年第11回教育委員会【臨時会】(令和6年7月29日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第28号	令和7年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について

◆令和6年第12回教育委員会【臨時会】(令和6年8月19日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第29号	教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の意見の提出について
	議案第30号	令和5年度教育委員会点検・評価報告書について

◆令和6年第13回教育委員会【定例会】(令和6年8月23日)

種別	議案番号	件名
報告	報告第39号	令和6年度教育委員会主要事業の進行管理について
	報告第40号	教育行政相談の内容と対応について
	報告第41号	令和5年度いじめ、暴力行為、不登校の状況について
その他	(1)	令和6年度第1回社会教育委員の会議の結果について

◆令和6年第14回教育委員会【定例会】(令和6年9月19日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第31号	「宇都宮市教育委員会楽しい子育て応援計画（教職員版）」の一部改定について
	議案第32号	令和7年度宇都宮市立小・中学校教職員定期異動に係る基本的な考え方について
	議案第33号	教職員の人事の内申について
	議案第34号	宇都宮市学校教育問題対策専門委員会委員の委嘱について
報告	報告第42号	臨時代理の報告について
	報告第43号	令和6年9月議会一般質問の概要について
	報告第44号	奨学金制度のリニューアル及び令和7年度奨学生の募集について
	報告第45号	隣接校との通学区域弾力化等による令和7年度入学者の募集について
	報告第46号	教育行政相談の内容と対応について
	報告第47号	校舎空調設備の更新及び小学校特別教室への空調設備の新規整備について
	報告第48号	令和6年度「全国学力・学習状況調査」、「ちぎっ子学習状況調査」の結果について
	報告第49号	食育推進事業の取組状況について

その他	(1)	「学校における働き方改革」に係るメッセージの発出について
	(2)	令和6年度第1回生涯学習センター運営審議会の結果について
	(3)	令和6年度第1回宇都宮市視聴覚ライブラリー運営委員会の結果について
	(4)	第52回宇河地区特別支援学級児童生徒作品展について

◆令和6年第15回教育委員会【定例会】(令和6年10月22日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第35号	令和7年度教育委員会当初予算編成方針について
	議案第36号	指定管理者の指定について
報告	報告第50号	教育行政相談の内容と対応について
	報告第51号	学校等事件・事故について
その他	(1)	第17回うつのみや人づくりフォーラムの開催について
	(2)	令和6年度第2回宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会について
	(3)	空想図書館「あるかしら図書館」等の実施について
	(4)	第3回東図書館まつりの開催について
	(5)	第13回南としょかん祭の開催について
	(6)	第30回うつのみや百人一首市民大会の開催について

◆令和6年第16回教育委員会【定例会】(令和6年11月26日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第37号	教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の意見の提出について
報告	報告第52号	令和7年度教育委員会当初予算要求概要について
	報告第53号	教育行政相談の内容と対応について
	報告第54号	「うつのみやこども賞40周年記念式典」の開催について
その他	(1)	令和6年度教育支援者への感謝状の贈呈について

◆令和6年第17回教育委員会【定例会】(令和6年12月23日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第38号	宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正
	議案第39号	宇都宮市社会教育委員の委嘱について
報告	報告第55号	臨時代理の報告について
	報告第56号	令和6年12月議会一般質問の概要について
	報告第57号	教育行政相談の内容と対応について
	報告第58号	学校等事件・事故について
その他	(1)	第17回うつのみや人づくりフォーラムの実施結果について
	(2)	第19回食育フェアの実施結果について
	(3)	令和6年度宇都宮市民大学公開講座について

◆令和7年第1回教育委員会【定例会】(令和7年1月20日)

種別	議案番号	件名
報告	報告第1号	教育行政相談の内容と対応について
	報告第2号	宇都宮市学校運営協議会の試行的導入事業におけるモデル校の指定等について
	報告第3号	令和6年度小・中学校卒業式あいさつ文について
	報告第4号	「トマト料理コンクール」最優秀賞受賞作品の販売について
その他	(1)	通学区域弾力化等による令和7年度入学者の募集結果について
	(2)	令和7年宇都宮市二十歳を祝う成人のつどいの実施結果について
	(3)	令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰の受賞について
	(4)	第11回蓮正記念全国競技かるた宇都宮大会の開催結果について
	(5)	第30回うつのみや百人一首市民大会の開催結果について
	(6)	第26回(令和6年度)うつのみやジュニア芸術祭事業報告について
	(7)	伝統文化フェスティバルの結果報告について
	(8)	「宇都宮市文化財保存活用地域計画」の策定について
	(9)	第38回宇都宮マラソン大会開催結果について

◆令和7年第2回教育委員会【定例会】(令和7年2月14日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第1号	令和7年度教育委員会の組織について
	議案第2号	教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の意見の提出について
	議案第3号	「第2次宇都宮市スポーツ推進計画(案)」に係る意見の提出について
	議案第4号	宇都宮市学校教育問題対策専門委員会への諮問について
	請願第1号	宇都宮市立学校の安全衛生管理体制の改善を求める請願について
報告	報告第5号	令和6年度教育委員会主要事業の進行管理について
	報告第6号	教育行政相談の内容と対応について
	報告第7号	令和6年度宮っ子表彰及び義務教育皆勤賞表彰について
	報告第8号	令和6年度「宮っ子心の教育表彰」教育委員会賞について
	報告第9号	令和6年度「うつのみや学校マネジメントシステム」全体アンケートの結果概要について
	報告第10号	学校等事件・事故について
	報告第11号	令和6年度本市児童生徒の体力について
	報告第12号	「令和7年度宇都宮市教職員研修計画」の策定について
	報告第13号	宇都宮市教育支援委員会からの答申について
その他	(1)	うつのみやこども賞40周年記念式典の実施結果について

◆令和7年第3回教育委員会【臨時会】(令和7年3月11日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第5号	職員の人事について
	議案第6号	教職員の人事の内申について

◆令和7年第4回教育委員会【臨時会】(令和7年3月18日)

種別	議案番号	件名
審議	議案第7号	職員の人事について

◆令和7年第5回教育委員会【定例会】（令和7年3月24日）

種別	議案番号	件名
審議	議案第8号	宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則及び宇都宮市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正
	議案第9号	宇都宮市入学一時金貸付条例施行規則の一部改正
	議案第10号	宇都宮市立小中学校の通学区域に関する規則の一部改正
	議案第11号	宇都宮市学校職員服務規程の一部改正
	議案第12号	職員の人事について
協議	協議第1号	令和7年度教育委員会基本方針（案）について
報告	報告第14号	令和7年3月議会一般質問の概要について
	報告第15号	教育行政相談の内容と対応について
	報告第16号	教育長の権限に属する事務の委任及び事務決裁規程等の一部改正
	報告第17号	令和6年度宇都宮市「学習内容定着度調査」及び「学習と生活についてのアンケート」結果概要について
	報告第18号	学校等事件・事故について
	報告第19号	宇都宮市立学校職員安全衛生管理規程の一部改正
	報告第20号	小中学校における「保護者給食費負担軽減事業」について
	報告第21号	西原小学校における水泳授業の民間施設活用事業の検証結果と今後の対応について
	報告第22号	令和6年度リカレント教育モデル事業の実施状況報告について
その他	（1）	通学区域弾力化制度等による令和7年度児童数の見込みについて
	（2）	令和6年度第2回社会教育委員の会議の結果について
	（3）	令和6年度第2回生涯学習センター運営審議会の結果について
	（4）	令和6年度第2回視聴覚ライブラリー運営委員会の結果について
	（5）	第17回「宇都宮エスペール賞」受賞者の決定について

「第57回（令和6年度）市政に関する世論調査」結果（市民満足度）

1 世論調査の概要

- 調査地域 宇都宮市全域
- 調査対象者 満18歳以上の日本国籍を有する市民 5,400人
- 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- 調査方法 郵送法（回収にあたってはインターネットを併用）
- 調査期間 令和6年8月19日～9月6日

2 回収結果

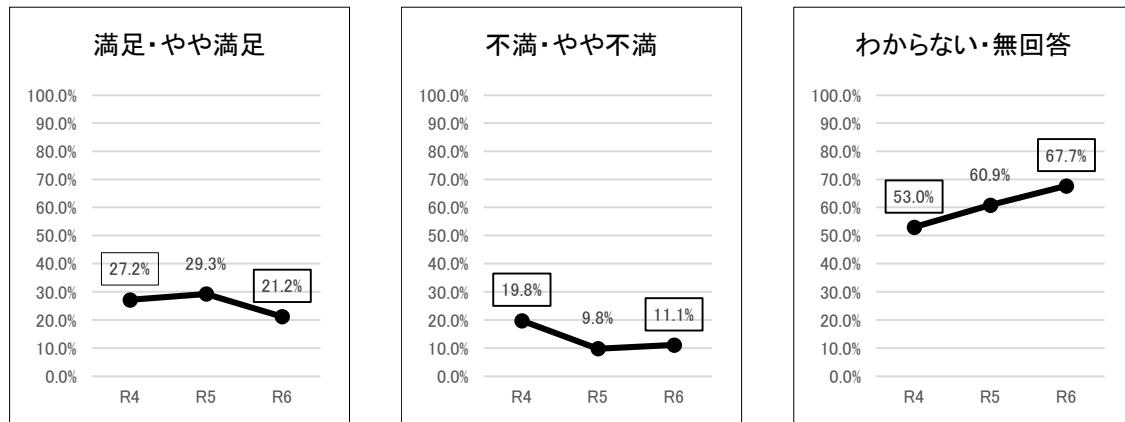
調査対象者数	有効回答数	有効回答率
5,400	2,767	51.2%

3 各施策についての満足度（教育委員会施策に関わる部分を抜粋）

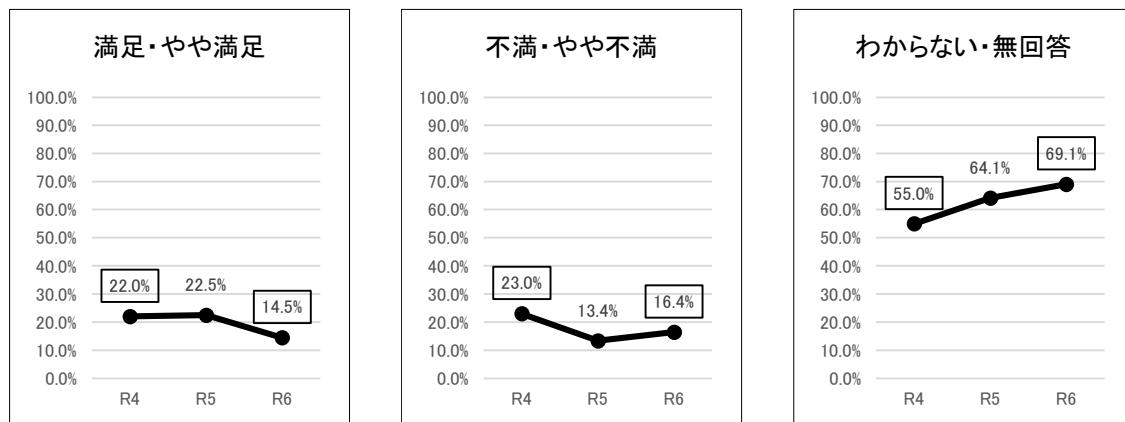
政策	政策を構成する施策	満足	やや満足	満足（計）	やや不満	不満	わからない	無回答
誰もが夢や希望を持ち必要な教育を享受できる社会の実現	新たな時代に必要となる資質・能力の育成	4.4%	16.8%	21.2%	8.2%	2.9%	58.8%	8.8%
	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進	2.5%	12.0%	14.5%	9.7%	6.7%	60.9%	8.2%
	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実	5.5%	16.8%	22.3%	9.0%	5.0%	55.9%	7.8%
	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	5.3%	17.4%	22.7%	7.8%	2.1%	59.0%	8.4%
	生涯にわたる学習活動の促進	3.8%	19.7%	23.5%	8.4%	3.2%	56.7%	8.2%

4 各施策についての満足度の推移（教育委員会施策に関わる部分を抜粋）

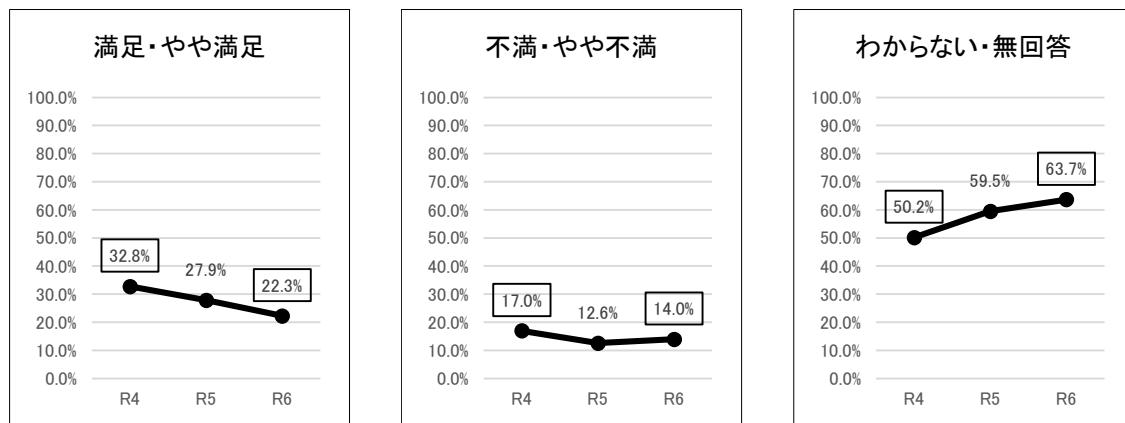
（1）新たな時代に必要となる資質・能力の育成



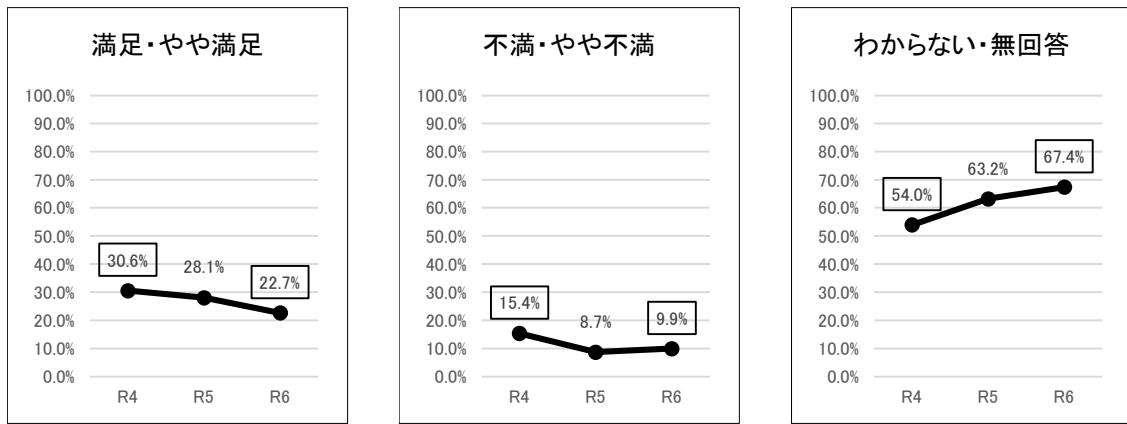
（2）誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進



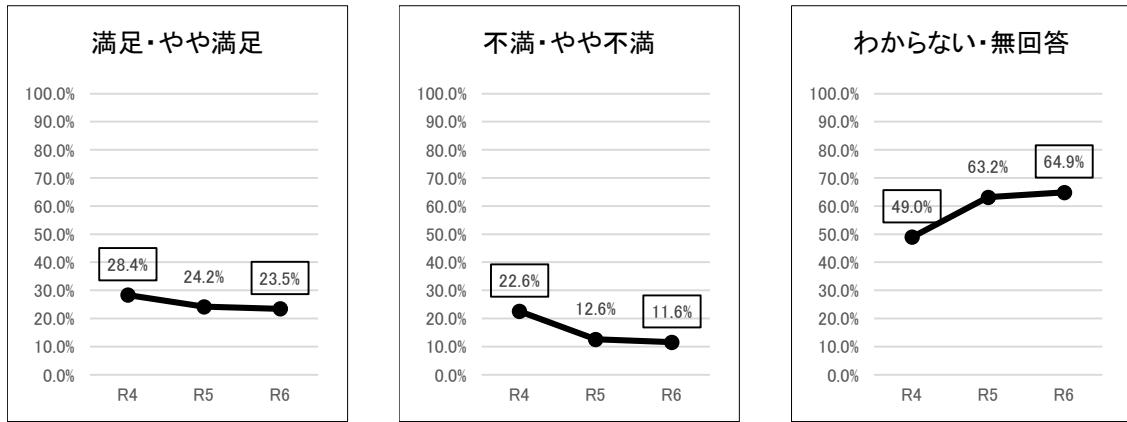
（3）児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実



(4) 学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実

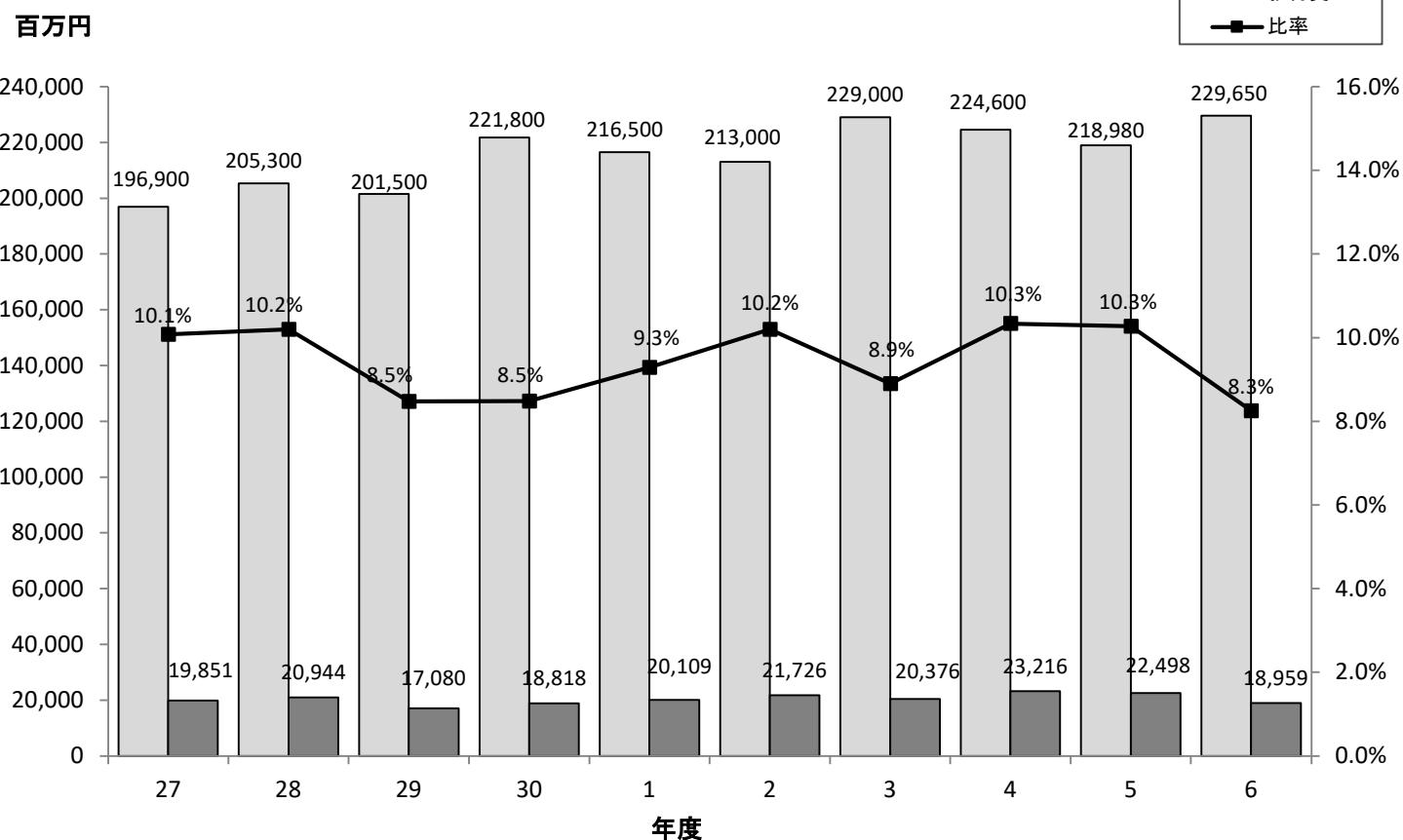


(5) 生涯にわたる学習活動の促進

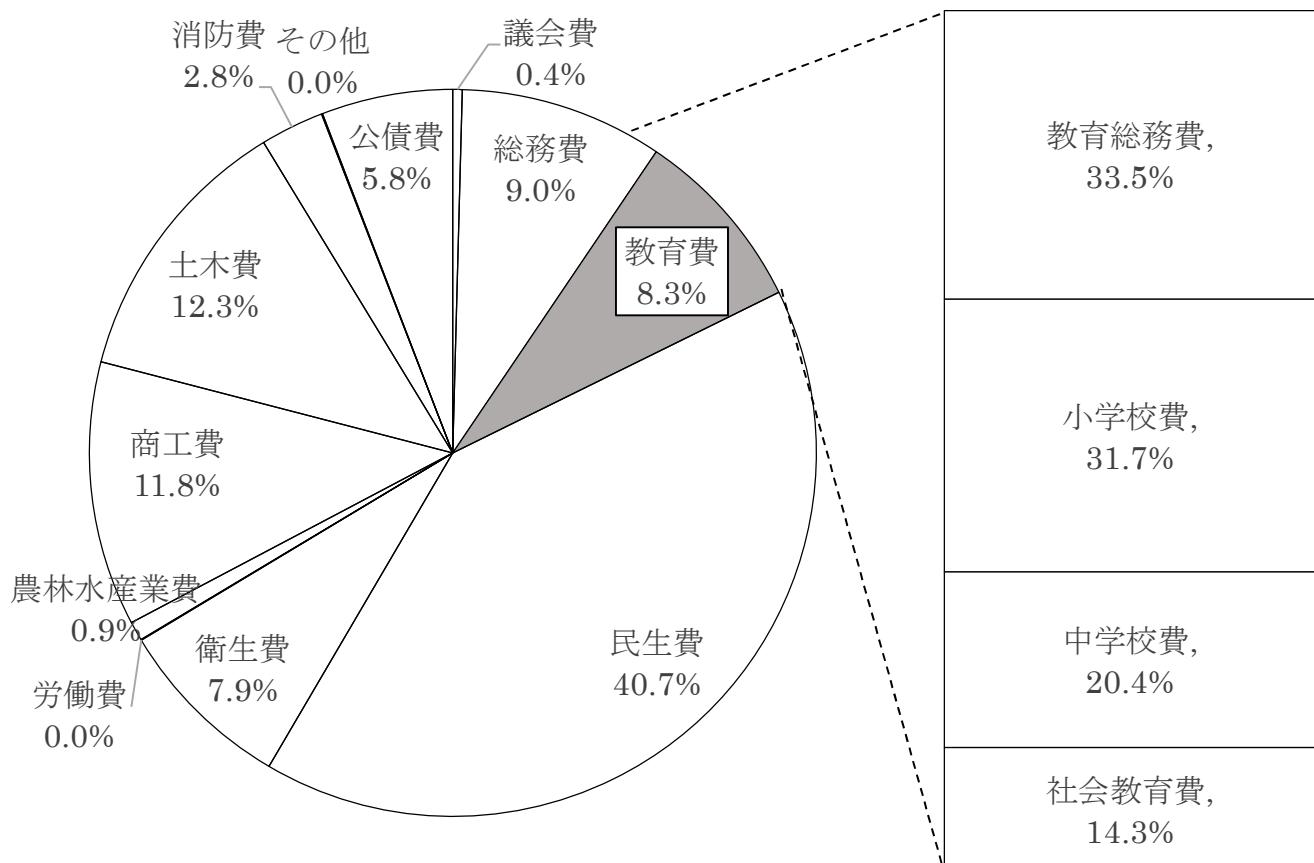


【一般会計予算と教育予算】

市一般会計予算と教育予算の推移



市一般会計予算と教育予算の内訳（令和6年度）



※ 小数点以下の処理により合計値が100%にならないことがあります。



社会継ぐるみによる人づくりの『合言葉』

「育もう 地域の愛で 子どもの未来」

～大人が子どもの手本となり、みんなで人間力を高めます～

宇都宮市・宇都宮市教育委員会

令和7年度宇都宮市教育委員会点検・評価報告書

発行年月 令和7年8月

発行 〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市教育委員会事務局（教育企画課）

電話 028-632-2707

FAX 028-639-7159

Eメール u4612@city.utsunomiya.tochigi.jp

報告第44号

令和7年度教育委員会主要事業の進行管理について

令和7年度教育委員会主要事業の進行管理について、次のように報告する。

令和7年8月25日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和7年度 教育委員会主要事業 管理票(令和7年度7月末現在)

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
教育企画課	<p>◆教育で選ばれるまち宇都宮の推進</p> <p>4月～ 本市教育のPR項目を集約した広報物(プレゼンテーションデータ)作成に着手</p> <p>6月～ 「教育委員会だより(26号)」への掲載</p> <p>「広報うつのみや8月号」の特集記事(4P)を広報広聴課と連携・作成</p> <p>7月～ プrezentテーションデータの完成</p> <p>就学時健診等で配布予定のリーフレット作成に着手</p>	<p>○教育長等のトップセールスの実施 ⇒完成したプレゼンテーションデータをもとに、市長部局と連携し、様々な機会を捉えながら、教育長自らが本市教育について、PRを実施する。</p> <p>※8月1日 学校長・市PTA会長研修会において講話を実施</p> <p>○戦略的な情報発信 ⇒魅力創造部における都市ブランドプロモーション活動との連携に向け、調整を行う。</p>	

令和7年度 教育委員会主要事業 管理票(令和7年度7月末現在)

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
(1)学校施設の計画的な整備・更新			
学校 管理 課	◆校舎・体育館の計画的な長寿命化 4月～ 西小学校校舎長寿命化改修工事の実施 (R5.7月～R8.1月) 上河内中学校校舎長寿命化改修工事の実施 (R6.8月～R7.12月) 横川中央小学校体育館改築工事の実施 (R6.7月～R7.9月) 5月～ 今泉小学校旧体育館解体工事の実施 (～R7.10月) 雀宮南小学校体育館長寿命化改修工事実施設計の実施 (～R8.2月)	○校舎・体育館の計画的な長寿命化 ・国庫補助の不採択を受けて事業の執行を延期した西原小学校校舎の長寿命化改修工事について、引き続き、県とも連携しながら、「学校施設環境改善交付金」の活用に向けた情報収集等を行う。 → 国の令和7年度補正予算が成立した場合、速やかに工程等を含めた実施の可否を検討し、実施可能な場合には追加募集への申請を行う。 ※上河内中学校仮設校舎解体工事の実施 (R8.1月～3月) ※横川中央小学校旧体育館解体工事、校庭・駐車場等の整備 (R7.11月～R8.2月, R8.2月～10月) ※今泉小学校体育館改築工事の実施 (R7.10月～R9.3月)	・R7.5 教育委員会(報告) ⇒ 西原小学校校舎長寿命化改修における令和7年度の執行について
	◆空調機器の整備・更新 4月～ ・校舎空調設備の更新・小学校特別教室への空調設備新規整備 ⇒ 21校／94校(当初予定) ※夏休み中(8月末まで)に26校施工完了 ・中学校武道場への空調設備新規整備 ⇒ 5校／25校(当初予定) ※施工完了	○空調設備の整備 ・校舎空調設備の更新・小学校特別教室への空調設備新規整備 ⇒ 各学校における附帯設備の改修や、空調設備の故障状況を鑑み、施工順を調整するほか、学校と施工業者で綿密なスケジュールを行うことにより、施工期間内における安心安全な教育環境を確保しつつ、可能な限り早く全校施工完了を目指す。 ・中学校武道場への空調設備新規整備 ⇒ 校舎空調設備の更新等に係る施工スケジュールや、利用状況に鑑み、最短期間で契約、設計・施工を進めることにより、令和8年夏までに全25校の武道場へ空調設備を整備する。	・R7.5 教育委員会(報告) ⇒ 中学校武道場への空調設備の新規整備に係るリース契約締結について
(2)学校トイレ洋式化の計画的推進			
	◆校舎・体育館トイレ改修工事の円滑な実施 4月～ 校舎トイレ改修工事の実施 (小学校19校) (～R8.2月)	○校舎・体育館トイレ改修工事の円滑な実施 ⇒工事による学校生活への影響等を最小限とするため、実施時期などについて、学校や庁内関係部署と綿密な連携・調整を図りながら、円滑な整備を進めていく。 ※12月～ 体育館トイレ改修工事の実施 (小学校16校) (～R8.2月) ⇒校舎・体育館トイレの洋式化率(見込み)：88.1% (R8.3月末予定)	

令和7年度 教育委員会主要事業 管理票(令和7年度7月末現在)

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況	
(1)学力の向上(GIGAスクール構想の実現に向けた取組の推進)				
学校教育課	<p>◆ 個別最適な学びと協働的な学びに向けた端末の効果的な活用</p> <p>◆ 協働チームによる主体的に学習に取り組む態度の育成</p> <p>◆ 英語能力診断の活用等による英語教育の充実</p>	<p>4月 ・協働学習ツール、AI型個別学習ドリル、MEXCBTの活用開始 ・学習者用デジタル教科書(英語及び算数・数学)の活用 ・学校訪問における指導・助言の開始</p> <p>4月 ・令和6年度の取組をまとめた便りの発行 6月 ・授業実践を実施する教科の決定(英語科・道徳科) 7月 ・協働チームによる第1回会議の実施</p> <p>4月 ・第1回校長会議において、令和6年度英検IBAによる英語能力診断の結果報告(中学2年生徒のうち、英検3級相当以上の割合52.2%) 5月 ・宇中教研外国語部会において令和6年度英語能力診断結果の分析及び活用について周知 6月 ・イングリッシュキャンプ募集開始(定員70人／小：171人、中：120人応募) 7月 ・英語教員研修の実施(参加者20名、ALT 7名参加)</p>	<p>○全市的な取組水準の向上 ⇒各学習ツールの効果的な活用方法や場面について調査研究を進める。 ⇒教職員に対して「リアルとデジタルのベストミックス」に係る指導助言により、学びの本質に迫るための1人1台端末をより効果的に活用した授業改善に努める。</p> <p>○教員の授業力向上 ⇒授業のデザインと実践による児童生徒の主体的に学習に取り組む態度の育成について研究を進める。 ⇒「学びのデザインチームだより」を発行するとともに、実践発表会を実施することにより、教員の授業力の向上を図る。</p> <p>○客観的な指標をもとにした英語力判定機会の創出 ⇒英検IBAの実施により、生徒の英語への学習意欲向上を図る。 ○児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成 ⇒授業内外でのALT活用を充実させるとともに、イングリッシュキャンプを継続的に実施する。</p>	
(2)コミュニティ・スクールモデル校における学校運営協議会試行事業				
学校教育課	<p>◆ モデル校4校による学校運営協議会の試行的導入事業の実施</p> <p>◆ 学校運営協議会の試行的導入事業に係る検討会議の実施</p>	<p>4月 ・モデル校における委員の任命 4, 5月 ・学校運営協議会実施の手引き作成 7月 ・モデル校によるモデル校訪問及び事前説明 ・モデル校における学校運営協議会の実施 ・モデル校対象研修会の講師選考、依頼</p> <p>5月 6月 ・検討会議の学識経験者の決定 ・公募委員の募集</p>	<p>○ 学校運営協議会の円滑な実施に向けた支援 ⇒モデル校における学校運営協議会の手引きを活用して、教育委員会へ意見を述べる場合の対応や会議録の作成・提出等について、モデル校の魅力協に対して支援を行う。</p> <p>○ モデル校を対象とした研修の実施 ⇒ モデル校の学校運営協議会委員等を対象に、学校運営協議会の役割等について理解を深めるための研修を実施する。(積極的な意見交換、熟議)</p> <p>○ 検討会議の実施 ⇒ 本市におけるコミュニティ・スクールの有効性について意見交換を行う。</p> <p>○ モデル校対象アンケートの実施 ⇒ アンケート結果の分析により、コミュニティ・スクールの有効性についての検証を行う。</p>	

令和7年度 教育委員会主要事業 管理票(令和7年度7月末現在)

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
(1)休日の部活動の地域連携・移行に向けた段階的な取組の推進			
学校健康課 ◆休日の部活動の地域連携・移行に向けた段階的な取組の推進	4月 ・部活動地域移行コーディネーターの配置(2名) ・地域クラブ活動育成事業の実施 ・学校ピアリング実施(4月:14校, 5月11校) ・地域クラブとの打ち合わせ (4月:7団体9回, 5月:4団体6回, 6月:3団体3回, 7月:1団体1回) ・スポーツ・文化芸術団体への説明 (4月:3団体, 5月:1団体, 6月:1団体, 7月:4団体) ・学校職員に対する研修会 (4月:1校, 6月:3校, 7月:2校) ・令和7年度第1回宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会開催 ・宇都宮市休日の部活動の地域展開方針策定 ・上河内中学校において、PTA関連組織の文化・スポーツ活動後援会を運営主体とし、全9部活動が休日の地域展開完了・活動開始 ※ 進捗率 令和7年6月末時点 12/25校(48%)	○地域クラブ活動育成事業の実施 ⇒ 自立・持続可能な運営主体や指導者の確保、学校や教職員の関わり方、保護者負担の在り方等を検討する。 ○部活動地域移行コーディネーターの配置(2名) ⇒ 学校と関係団体との連絡・調整や、教職員・保護者・関係団体の理解促進に努めていく。 ○宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会の開催 ⇒ 学識経験者や各種団体・学校・地域の代表者と課題の対応策などについて意見交換を行う。 ○市人材バンクの設置の検討 ⇒ 持続可能な地域クラブの運営に向けた、指導者確保のための人材バンクの設置を検討する。 ○活動場所の確保 ⇒ 学校施設について、地域クラブも部活動に準じて使用可能となるよう整理したことから、地域クラブ指導者も学校施設の施錠ができるようにするために、学校管理課と連携し、学校施設錠におけるスマートロックの導入や校舎内の警備システム分離を検討する。 ○地域展開の理解促進 ⇒ 部活動地域展開担当やコーディネーターによる説明会の実施、市HP・たより等による周知を行う。	R7.6 教育委員会(報告)

令和7年度 教育委員会主要事業 管理票(令和7年度7月末現在)

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
(1) 効果的な地域教育の推進			
生涯学習課	<p>◆デジタル技術の活用</p> <p>4月</p> <p>4月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習関係職員研修 ・公共施設予約システムの運用開始【新】 ・生涯学習情報提供システム(マナビス)やSNS等を活用した情報発信 ・クラウド型ツールを利用した市民大学オンライン受付 ・WEB参加可能な講座の開催 →中央生涯:乳幼児と保護者向け「子育て広場」 ・スマホ基礎講座の開催, デジタル活用支援窓口の利用促進, パソコン相談会の実施 	<p>○デジタル技術の活用 ⇒デジタル技術の活用に関する研修の内容を職員同士で共有する ⇒公共施設予約システムの安定的な運用と利用者定着を目指す ⇒デジタル政策課が所管する「イベント予約システム」について, 昨年度に引き続き「二十歳を祝う成人のつどい」の来場者受付で活用する ⇒引き続き, 生涯学習情報提供システム(マナビス)やInstagram, Youtubeを活用し, 講座やイベントの案内, 内容の発信等に取り組む ⇒生涯学習情報システム(マナビス)について, 令和8年度のシステム更新に向けて, 改めてシステムの役割や必要性について(民間のデジタル媒体とのすみ分けを含む)整理するとともに, 必要な機能などに関する精査を行う。 ⇒デジタルディバイド解消を目指し, 生涯学習センターで開催する「スマホ基礎講座」や「デジタル活用支援窓口」などを通し, 生活課題の解決につながるための学習機会の充実を図る。</p>	

事業内容	実施状況	今後の取組	報告状況
生涯学習課 ◆読書活動の推進	4月～ <ul style="list-style-type: none"> ・「宇都宮市電子図書館」の利用促進 ⇒図書館利用カード登録者全員に電子図書館ログインID付与を開始 ⇒1人1台端末などのデジタル環境を活用した子どもの読書活動推進と電子図書館の利用促進のため、小中学生を対象とした多人数向けコンテンツサービスである児童書「読み放題パック」を導入し、市立小学校4年生から中学校3年生までの全員(約26,000人)に「読み放題パック」専用のログインIDを一斉配付 ⇒登録者数:22,265名、貸出累計:29,705回 「読み放題パック」閲覧累計:51,932回 (内児童生徒用IDからの閲覧:49,669回) (令和7年7月末現在) ・読書バリアフリーの推進 ⇒見て・聞いて・さわって楽しめる「夏休み読書バリアフリー資料展」開催(中央図書館:7月28日、参加者47名、東図書館:7月18日～8月20日) ⇒高齢者福祉施設に対し大活字本や朗読CDを周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○「宇都宮市電子図書館」の利用促進 ⇒引き続き、SNSなどを活用して市民周知を進めるとともに、電子図書館サイトの特集充実などにより利用促進に取り組む。 ○読書バリアフリーの推進 ⇒引き続きアクセシブル資料のひとつである「布絵本」の導入に向けて、選定や購入を進めるほか、取り扱い方法の整理を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月: 庁議(情報提供)、教育委員会(報告事項)、第2回校長会(説明事項) →「宇都宮市電子図書館」・児童書読み放題パックの導入について ・7月: 教育委員会(報告事項) 7月: 庁議(報告事項) →「わくわくおばけとしょかん」の開催について(東図書館)
◆大学・企業等との連携	4月～ 6月 7月 <ul style="list-style-type: none"> ・リカレント教育:青年会議所会員対象アンケート実施 ・同モデル講座:講師打合せ(宇都宮大学) ・親学出前講座:10企業団体と連携し、16プログラムを提供 ・市民大学(前期):宇都宮短期大学連携講座(全6回) ・宮の朝活(前期):市内企業に講師依頼(全3回) ・モデル講座開催相談:市内商工団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学・企業等との連携 ⇒リカレント教育については、大学や企業等と連携してモデル事業等を実施するとともに、リカレント教育の推進に向けた効果的な周知啓発に取り組む。 ⇒市民大学、親学出前講座、人材かがやきセンター、生涯学習センター・主催講座等において、市内大学・団体・企業等の持つ最新技術や情報、ノウハウなどを生かした学習機会の創出を図っていく。 	

事業内容	実施状況			今後の取組	報告状況
(2) 宮っ子ステーション事業の円滑な運営					
生涯学習課	◆子どもの家の安定した運営に向けた指定管理者への指導・監督・助言の実施	4月～ (随時) 5月 6月	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の指定管理者の業務報告に合わせた事務打ち合せの実施 ・指定管理者の本部職員、支援員、利用者、地域からの個別の相談対応・意見交換の実施 ・指定管理者間の情報交換会の実施(Wi-Fi環境整備等) ・管理運営評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの家事業の安定運営 ⇒指定管理者の毎月の業務報告や随時の相談対応・意見交換に加え、10月から12月にかけて実施する実地調査や利用者アンケート、地域との意見交換会等により、現場の運営状況や利用者・地域の意見を正確に把握し、指定管理者への必要な支援・指導を実施することにより、利用児童及び保護者のサービス向上を図る。 	
	◆放課後子ども教室の実施校区拡大に向けた地域支援の充実	4月～ 5月 7月	<ul style="list-style-type: none"> ・R7アドバイザーリストの作成(企業による体験・活動の充実、見やすさ・検索性の改善) ・未実施校区(5校区)の地域団体(魅力協)へ、実施に向けた検討依頼通知の発送 ・実施校区(59校区)へのR7アドバイザーリストの発送 ・未実施校区へ聞き取り調査(3校区) 	<ul style="list-style-type: none"> ○立ち上げ予定の校区への支援 ⇒今年度(又は来年度)中の立ち上げを予定している校区について、立ち上げに向けた支援を行う。 ○未実施校区への働きかけ ⇒未実施校区については、地域・学校への聞き取り等により、地域団体が抱える課題を把握し、その内容に応じた具体的な解決策の提案や、立ち上げに向けた積極的な支援を行う。 ○実施校区の活動内容拡充に向けた支援 ⇒コーディネーター向け研修会(工作など)や、随時の情報提供などを通じ、学習支援やスポーツ・文化活動、交流活動への支援を行っていく。 	

令和7年度 教育委員会主要事業 管理票(令和7年度7月末現在)

事業内容	実施状況			今後の取組	報告状況
(1)不登校対策の推進					
教育センター	◆関係各課と連携した不登校対策の推進	4月 5月～ 7月～	・児童生徒指導推進強化全体会の開催 ・児童生徒指導強化連絡会の実施(25地域学校園:年2回) ・不登校対策プロジェクト会議(年間2回)及び作業部会(年間3回)開催 ・宇大との連携協議会不登校対策分科会の開催(年間2回)	○関係各課と連携した不登校対策の推進 ⇒不登校の要因・背景、長期欠席に関する実態を分析し、課題を明らかにした上で、新たな支援策を検討し、教育センターと各課がより一層連携しながら不登校対策の強化を図る。	
	◆不登校未然防止対策の推進	4月～ 5月 6月 7月～ 9月～	・スクールカウンセリングマネージャー連絡会(年2回)・校内教育支援センター支援員研修会(年3回)の開催 ・校内教育支援センターの開設(全中学校) ・「校内教育支援センター開設の手引」の発行(4月) ・教職員研修の実施(不登校対応力向上研修・学校教育相談基礎研修(年3回)・不登校対応スキルアップ研修(年3回)) ・不登校対策に係る学校訪問(7/31現在 中学校25校:25回、小学校2校3回計28回) ・WEBQU活用研修会の実施 ・「Q-U」(小学校)の配付(6月実施)※小5のみ年2回(6月・11月)実施 ・「WEBQU」(中学校)の配信(6月・11月実施) ・担当指導主事によるスクールカウンセラー(SC)・校内教育支援センター支援員の活用状況調査及び指導(新規配置校:9校:SC4校・支援員5校) ・「心の健康観察」モデル事業の実施:モデル校(小学校9校・中学校4校) ・不登校対応研修 要請訪問対応 1校 ・「Q-U」(小学校)・「WEBQU」(中学校)要請訪問対応 6校 ・別室登校支援学生ボランティアの派遣(第1期:小学校17校)	○未然防止を核とした不登校対策の推進 ⇒生徒の実態に即した支援や居心地の良い学級づくりの推進、不登校の未然防止を図るため、「Q-U」「WEBQU」をより有効に活用するための情報発信や研修会を実施する。 ⇒今年度新たに全中学校に開設した「校内教育支援センター」での支援を推進することで、校内の安心できる居場所を確保し、不登校の未然防止、及び不登校生徒への支援の更なる充実を図る。	
	◆「学びの機会の保障」や将来の「社会的自立」に向けた支援の推進	4月～ 5月～ 6月 6月～ 7月 7月～	・各適応支援教室の支援開始(7/31現在 「とらいあんぐる」:小18名 中31名 計49名 「まちかどの学校」:小29名 中35名 計64名 「U@りんぐす」:小24名 中38名 計62名) ・フリースクール等の民間施設への視察(1施設) ・不登校対応関係機関連絡会の開催 年3回(教育センター相談室、とらいあんぐる、まちかどの学校、U@りんぐす、旭中相談学級、築瀬小相談学級) ・メタバースを活用したうるま市とのオンライン交流(U@りんぐす) ・定時制高校・通信制高校・サポート校合同説明会(市内全小中学生及び保護者対象:児童生徒28名、保護者60名、オンライン参加者107名、参加校8校) ・適応支援教室合同行事の実施 年7回 ・定時制高校・通信制高校・サポート校合同説明会(適応支援教室・相談学級・教育相談利用児童生徒及び保護者対象:児童生徒9名、保護者12名、参 ・適応支援教室利用児童生徒及び保護者、在籍校との面談	○「学びの機会の保障」や将来の「社会的自立」に向けた支援の推進 ⇒各適応支援教室間で通級の状況や活動プログラムについて情報共有を図るとともに、民間団体やボランティア等の協力を積極的に活用し、児童生徒の興味・関心に応じた多様な活動プログラムを提供する。 ⇒各適応支援教室と相談学級が連携し、支援のノウハウを共有するとともに、合同の活動プログラム等を実施することにより、支援の充実を図る。 ⇒民間団体等との連携については、県主催の連絡会において、不登校対策に係る課題の共有や連携強化に向けた意見交換を行っていく。	

令和7年度 教育委員会主要事業 管理票(令和7年度7月末現在)

事業内容	実施状況		今後の取組	報告状況
(2)特別支援教育の推進				
教育センター	◆教員の指導力や学級経営力の向上 ◆個に応じた指導の充実	4月～ 5月～ 6月～	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級等担当教員研修の実施（4月、8月悉皆） 特別支援学級等新任担当者研修の実施（4月、6月、9月） 指導主事や市教委会計年度任用職員（学校生活適応支援アドバイス業務）等による学校訪問（通年）の実施（7月末 32校53ケース） インクルーシブエリアコーディネーターによる学校訪問の実施 かがやきルーム担当者研修の実施（年3回実施） 宇大との連携事業（特別支援教育部会）における授業研究 特別支援教育授業力向上研修の実施（教職4年目対象） 	<p>○特別支援学級等担当教員の指導力や学級経営力の向上 ⇒すべての教員が子どもたちの多様なニーズに対応できるよう、特別支援教育の視点を取り入れた授業実践を推進する研修や指導主事による訪問指導を実施する。さらに、学校訪問相談や県のインクルーシブエリアコーディネーター等による助言を基に校内体制を構築し、児童生徒の発達段階や特性に応じた指導の専門性向上を図る。 ⇒教職員向けの特別支援教育便りを発行し、障がいの特性に応じた授業力を高めることで、インクルーシブ教育を推進する。</p>
	◆適切な人的配置による支援	4月～ 5月～	<ul style="list-style-type: none"> 全小中学校94校に特別支援教室（かがやきルーム）担当を配置 会計年度任用職員（特別支援学級担当、医療的ケア支援業務、学校生活補助業務、要配慮学級緊急対応業務）の配置 通級指導教室サテライト校における巡回日数の拡充 かがやきルームを利用する児童生徒の活用報告書による利用者数の実態調査（年2回） 通級による指導を必要とする利用児童生徒数調査（年2回） 	<p>○特別支援教室（かがやきルーム）における支援体制の充実 ⇒小学校におけるかがやきルームの利用児童数増加に対応するため、かがやきルーム指導員の兼務体制を最大限に活用し、児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行う。</p> <p>○通級指導教室における指導の充実 ⇒通級による指導が必要な児童生徒には、通級指導教室サテライト校における巡回指導の柔軟な運用を図るなど、一人一人のニーズに合わせた、よりきめ細かな指導の充実を図る。</p>
	◆適切な就学先の決定に向けた関係機関との連携の充実	4月～ 5月～ 6月～ 7月～	<ul style="list-style-type: none"> 就学相談の開始 R8年度入学予定児童に係る子ども発達センター及び特別支援学校との情報交換 個別の支援計画様式（小・中学校）の改訂作業の実施 就学に向けた年少・年中児の保護者学習会の実施（年2回） 発達支援ネットワーク会議作業部会の開催 	<p>○適切な就学先決定に向けた就学相談の実施 ⇒教育センターや子ども発達センターで実施する年中・年長児保護者向け学習会において、就学に向けた相談や学びの場についての情報を早期に提供することで、教育的ニーズに応じた適切な就学先を速やかに決定することができるよう、関係機関と連携して就学相談を効率的・効果的に実施していく。</p> <p>○合理的配慮の提供と切れ目ない支援の充実 ⇒医療的ケアなど特別な教育的支援を必要とする児童について、早期に発達センター及び保育課等と情報共有を行うことで、入学時に必要となる合理的配慮を把握し、関係各課と対応について検討を行う。 ⇒特別な教育的支援を必要とする児童生徒が切れ目ない支援を受けられるよう、宇都宮市発達支援ネットワーク会議と連携し、個別の支援計画の保護者向けリーフレットの作成及び小中学校における個別の支援計画の様式の改訂を進める。</p>

報告第45号

臨時代理の報告について

宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則第4条の2第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月25日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

1 臨時代理の理由

令和7年第3回宇都宮市議会に付議する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたため、異議がない旨回答することについて、緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がなかったため、臨時に代理したことから、この事項について報告するものである。

2 臨時代理した事項

- (1) 教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見の提出
 - ・ 宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び宇都宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

3 意見提出

別紙のとおり

参照 宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則第4条の2

写

宮教企第437-1号
令和7年 8月 8日

宇都宮市長 佐藤栄一様

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀茂雄



教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の議案の作成について（回答）

令和7年8月5日付宮行第1161号により意見を求められた令和7年第3回市議会定例会に付議する予定の下記の議案については、異議ありません。

記

1 宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び宇都宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

写

宮行第1161号
令和7年8月5日

宇都宮市教育委員会
教育長 小 堀 茂 雄 様

宇都宮市長 佐 藤 栄 一
(行政経営部行政経営課扱)



教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の議案の作成について

令和7年第3回市議会定例会に付議する予定である下記の議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を伺います。

記

1 宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び宇都宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

議案第　　号

宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び宇都宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び宇都宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年8月　　日提出

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び宇都宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条　宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び次条の規定の適用を受ける職員」を削る。

第8条の2第1項各号列記以外の部分中「職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、市長が規則で定めるところにより、その」を削り、「別表において同じ。」の右に「のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、当該子」を加え、「運営に支障がある場合を除き」を「運営を妨げる場合を除き、市長が規則で定めるところにより」に改め、同項第1号中「のある職員」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第15条第1項中「規則で定める者」の右に「（第17条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加え、同条第3項後段中「，始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第17条の次に次の3条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2　任命権者は、宇都宮市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第29条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職

員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）宇都宮市職員の育児休業等に関する条例第29条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市長が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(宇都宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 宇都宮市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第25条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「を除く」の右に「。以下同じ」を加える。

第26条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第26条第2項中「別表11の項」を「別表12の項」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第26条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
- (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第26条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第26条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第26条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第27条中「職員が」の右に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第28条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第28条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたこととする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（次項において「新勤務時間等条例」という。）第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を

行おうとする職員は、施行日前においても、市長が規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

3 任命権者は、施行日前においても、新勤務時間等条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（宇都宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の宇都宮市職員の育児休業等に関する条例（次項において「新育児休業条例」という。）第26条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

5 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、令和3年改正法による改正後的地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例第25条の規定を適用する。

（提案の理由）

人事院規則の一部改正に準じて、仕事と生活の両立支援を拡充するため、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認、育児部分休業の取得方法の追加等をしようとするものであります。（人事課）

参照 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項、第3項及び第6項

宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び宇都宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

人事院規則の一部改正に準じて、仕事と生活の両立支援を拡充するため、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認、育児部分休業の取得方法の追加等をしようとするもの

2 主な改正の内容

(1) 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大（第1条関係）

子の養育を行う職員が超過勤務の制限を請求し、公務に支障がないと認められる場合には、超過勤務が免除となるが、その免除対象となる子の範囲を拡大する。

改正前	改正後
3歳未満の子	小学校就学の始期に達するまでの子

(2) 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等（第1条関係）

本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員及び3歳未満の子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供や制度利用の意向確認等を行うこととする。

(3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備（第1条関係）

家族の介護が必要な職員及び40歳に達した職員に対し、仕事と介護の両立支援制度に関する情報提供や制度利用の意向確認を行うとともに、当該制度に関する研修の開催など、勤務環境の整備をすることとする。

(4) 育児部分休業の取得方法の追加（第2条関係）

育児のために1日の勤務時間の一部について勤務しないことを認める制度（育児部分休業）の取得方法を追加する。

改正前	改正後
始業又は終業時間に連続した、1日につき2時間を超えない範囲	<u>次のいずれかの方法</u> ア 1日につき2時間を超えない範囲 イ 1年につき10日相当の勤務時間数 (※)を超えない範囲

※ 常勤職員：77時間30分、非常勤職員：1日の勤務時間に10を乗じた時間

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年10月1日

(2) 主な経過措置

この条例の施行日から令和8年3月31日までの間に、上記2(4)イの育児部分休業の取得を請求する場合における取得上限時間数は、38時間45分（非常勤職員は1日の勤務時間に5を乗じて得た時間）とする。

報告第46号

隣接校との通学区域弾力化等による令和8年度入学者の募集について

隣接校との通学区域弾力化等による令和8年度入学者の募集について、
次のように報告する。

令和7年8月25日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

隣接校との通学区域弾力化等による令和8年度入学者の募集について

1 隣接校との通学区域弾力化制度

(1) 制度概要

本市において適正規模とされる12学級から24学級となるよう、学校規模の適正化を図るため、小規模校（11学級以下）及び大規模校（25学級以上）と、隣接する学校との通学区域を弾力的に取り扱い、指定校変更を認める制度

見直し対象校	見直し相手校
小規模校 5年間継続して小規模校となることが見込まれる学校 ※小規模特認校は除く	適正規模校・大規模校 5年間継続して適正規模以上（12学級以上）が見込まれている学校  通学先の変更
大規模校 5年間継続して大規模校となることが見込まれる学校	 小規模校・適正規模校 5年間継続して適正規模以下（24学級以下）が見込まれている学校

(2) 募集

- ア 募集期間 令和7年10月1日（水）から令和8年1月15日（木）まで
- イ 募集人数 各対象校の教室数により募集人数が異なる。
なお、申請者数が募集人数を超えた場合は、抽選を行う。

【令和8年度の見直し対象校】※ 前年度比（小規模校+3校）（大規模校-1校）

小規模校 (23校)	小学校 (20校)	中央小、東小、西原小、桜小、錦小、宮の原小、平石中央小、平石北小、瑞穂野北小、瑞穂野南小、豊郷北小、国本西小、城山東小、城山中央小、姿川中央小、雀宮東小、雀宮南小、海道小、西が岡小、白沢小
	中学校（3校）	城山中、晃陽中、田原中
大規模校 (2校)	小学校（1校）	ゆいの杜小
	中学校（1校）	清原中

ウ 周 知 指定校変更が可能となる対象者への募集チラシの配付、
ホームページや広報紙（10月号）への掲載

【参考：令和7年度入学者の制度利用実績】

- ・全ての申請者について転入学を承認した。

校種	相手校	受入校	学年	申請者数	計
小学校	富士見小	西原小	新1	1名	8名
	石井小	平石中央小	新1	1名	
	明保小	桜小	新1	1名	
	横川東小	瑞穂野北小	新1	1名	
	陽東小	平石中央小	新1	1名	
	五代小	雀宮南小	新1	2名	
	ゆいの杜小	清原中央小	新1	1名	
中学校	陽西中	城山中	新1	2名	4名
	清原中	陽東中	新1	1名	
	豊郷中	田原中	新3	1名	

2 ライトライン等を利用した通学区域弾力化

(1) 制度概要

平石中央小学校を対象に、ライトライン沿線の学校から入学児童を募集し、複式学級の解消や未然防止を図る制度

(2) 募集

ア 募集期間 令和7年10月1日(水)から令和8年1月15日(木)まで

イ 募集人数 1学年児童数20人程度を定員とし、学区内児童数及び在校生数を差し引いた人数を募集人数とする。(下表のとおり)

なお、申請者数が募集人数を超えた場合は、隣接校との通学区域弾力化の申請者とあわせて抽選を行う。

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
募集人数 (予定)	8人 程度	5人 程度	4人 程度	3人 程度	8人 程度	14人 程度

【令和8年度の対象校】※ 前年度比 -1校

受入校		相手校
平石中央小	変更可	築瀬小、今泉小、峰小、泉が丘小、石井小、清原中央小、清原南小、清原東小、陽東小、ゆいの杜小

【参考】 相手校の条件

- ・ LRT沿線に通学区域が近接(1km程度以内)する学校
- ・ 小規模校でない学校(12学級以上)

ウ 周 知 相手校の就学時健診時に募集チラシの配付、ホームページや広報紙(10月号)への掲載

【参考：令和7年度入学者の制度利用実績】

学年	募集人数	申請者総数※ ¹ (うちライライ利用申請者)	対応
新1	9名	4(2)名	全員入学承認
新2	3名	0名	—
新3	3名	0名	—
新4	8名	0名	—
新5	14名	0名	—
新6	13名	0名	—
計		4(2)名	

※1：「ライライを利用した通学区域弾力化制度」と「隣接校との通学区域 弾力化制度」
(石井小、陽東小⇒平石中央小)による申請者の合計

【参考：平石中央小学校の学級数・児童数の推移】

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
学級数	6	5	4	5	5	5
児童数	59	51	50	55	72	74

3 小規模特認校制度

(1) 制度概要

複式学級校(清原北小学校及び城山西小学校)の児童数の増加を図るため、市内全域から入学児童を募集し、少人数による特色ある教育活動を行う。

(2) 募集

ア 募集期間 令和7年10月1日(水)から令和8年1月15日(木)まで
 イ 募集人数 総児童数120人程度かつ1学年児童数20人程度の定員
 から、学区内児童や当該校に兄弟姉妹が在校している児童の入学を優先するとともに、保有教室等を考慮し学校と協議の上決定する。

なお、申請者数が募集人数を超えた場合は、抽選を行う。

【令和8年度募集人数】

○清原北小学校

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
募集人数 (予定)	13人 程度		5人 程度			4人 程度	22人 程度

○城山西小学校

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
募集人数 (予定)	8人 程度	2人 程度		5人 程度			15人 程度

ウ 周 知 全校の就学時健診時に募集チラシの配付, ホームページや広報紙（10月号）への掲載

【参考：令和7年度入学者の制度利用実績】

○清原北小学校

学年	募集人数	申請者数	対応
新1	7名	9名	全員入学承認
新2	6名	1名	全員転学承認
新3	1名	0名	—
新4	—	—	—
新5	4名	0名	—
新6	—	—	—
計		10名	

○城山西小学校

学年	募集人数	申請者数	対応
新1	10名	9名	全員入学承認
新2	—	—	—
新3	4名	1名	全員転学承認
新4	1名	1名	全員転学承認
新5	1名	1名	全員転学承認
新6	5名	0名	—
計		11名	

【参考：制度利用の実績（各年度5月1日時点）】

○清原北小学校

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
学級数	6	6	6	6	6
児童数 (うち, 特認校児童数)	118 (57)	116 (52)	113 (59)	109 (63)	112 (63)

○城山西小学校

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
学級数	6	6	6	6	6
児童数 (うち, 特認校児童数)	107 (66)	106 (67)	107 (68)	109 (65)	107 (69)

令和7年度 第1回社会教育委員の会議の結果について

- 1 開催日時 令和7年7月14日（月） 13時30分～14時30分
- 2 開催場所 中央生涯学習センター 5階 人材かがやきセンター研修室
- 3 出席委員 宇都宮市社会教育委員
定員20名のうち16名
- 4 傍聴者 なし

5 議事

- ・ 正副委員長選出
⇒委員長を河田隆委員、副委員長を中塚英範委員として選出
- ・ 報告事項
 - (1) 令和6年度「第3次宇都宮市地域教育推進計画」後期計画の実績評価について
⇒後期計画の実施状況を報告
- ・ 協議事項
 - (1) 令和7年度栃木県社会教育委員協議会理事及び評議員の選出について
⇒河田隆委員長を選出することとして了承。
 - (2) 「うつのみや人づくり推進委員会」への委員の推薦について
⇒鈴木千明委員を選出することとして了承。
- ・ その他
 - (1) 「宇都宮市電子図書館」児童書読み放題パックの導入について
⇒事業の概要を報告
 - (2) 令和8年宇都宮市二十歳を祝う成人のつどいの開催概要について
⇒開催日等の実施概要を報告

6 主な意見

【報告事項】令和6年度「第3次宇都宮市地域教育推進計画」後期計画の実績評価について

御意見① 計画より遅れている事業として、「子どもの体験活動・体験学習機会の充実」が挙げられているが、どのような点で遅れているのか。

回答 こちらは小学生の職業体験である「宮っこトライ」の参加人数を評価指標としており、この事業は現在、160社ほどの事業者に協力いただきながら通年で開催しているものである。参加者数が目標値を下回った要因として、子どもたちが参加しやすい土日については、特に接客業など事業者側が繁忙で受入れ枠が少ないといった需要と供給のバランスが合わないことが要因と考えている。引き続き、協力事業者の更なる確保などに取り組んでいく。

御意見②	地域未来会議、及び地域未来塾は全校で実施されているのか。これはモデル事業や予算措置に尽力された成果かと思うが、今後も予算を確保し、活動を継続してほしい。
回答	地域未来会議について、令和6年度においては全校で実施しており、今年度も実施に向け、地域協議会を中心に調整を進めているところである。地域未来塾についても25校すべての中学校で実施を予定しているが、万が一実施が困難な学校については生涯学習課での支援を検討していく。
御意見③	家庭教育支援の推進、アウトリーチ型家庭教育支援の相談件数について、今後の取組として学校との連携を挙げているが、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりや、子ども学習支援などについては、民間団体等の連携などを通して進めていくのが良いのではないか。
回答	民間団体等との連携については現在検討中であるが、子育てサロンや保育園などに声をかけ、行事の後に相談できるよう時間を確保いただけないかということを検討している状況である。
御意見④	目標値の設定に関する全体的な考え方と、この評価結果についてどう考えているのか教えてほしい。
回答	目標値の設定にあたっては、コロナ禍であった令和3年度の実績をベースとして、令和9年度に達成すべき目標値と各年度の中間目標値を設定したものである。目標値を設定した当時と現在とでは、社会的な状況が異なっている部分もあるが、前年度と比較しても数値が向上している事業がほとんどである。今後とも、評価結果に満足せずに創意工夫しながら各種施策に取り組んでいく。

【その他】① 「宇都宮市電子図書館」児童書読み放題パックの導入について

御意見①	市立小中学校にアカウントの配付を行ったということだが、私立や県立の小中学校には配付する予定はあるか。
回答	私立や県立の小中学校の児童生徒についても、宇都宮市内に通学しているということで、アカウントの配付は可能である。今回は本事業の開始にあたり、まずは市立小中学校にアカウントを一斉配付したところである。私立や県立の小中学校については、今後各学校からの要望に応じて、個別にアカウントを配付する予定である。

令和7年度第1回視聴覚ライブラリー運営委員会の結果について

1 開催日時 令和7年7月15日（火）午後2時～3時

2 開催場所 宇都宮市立東図書館集会室

3 出席委員 視聴覚ライブラリー運営委員会委員
定員10名のうち6名

4 傍聴者 なし

5 議事

（1）委員長、副委員長の選出

委員の互選により委員長に瀧本委員を、副委員長に坂井委員を選出

（2）報告事項

- ア 令和6年度視聴覚ライブラリー利用状況について
- イ 令和6年度視聴覚ライブラリー事業実績について
- ウ 令和7年度視聴覚ライブラリー運営目標について
- エ 令和7年度視聴覚ライブラリー事業計画について
- オ 教材制作室と試写室の新たな活用手法について

（3）その他

- ・第2回運営委員会の日程について

【主な意見】

御意見① ビデオテープについては、記録された映像がテープの劣化や再生機器の入手困難により見られなくなる可能性があるという2025年問題のため、デジタル化に向かった方がよいと思うがいかがか。

回答① 2025年問題については認識している。地域映像教材に関してはデジタル化の検討を進めている。

御意見② 令和7年度視聴覚ライブラリー事業計画のスタジオの貸出しについて、実績と比較し目標が低すぎるのは。

回答② 過去の貸出しの平均を捉えての数値である。今後、検討する。

御意見③ 映像情報などを後世に記録していくため、市民が撮影した地域映像を収集しデジタル化を図る「地域映像教材の保存事業」について進展や成果を教えてほしい。

回答③ 今年度からホームページで募集しているが、一般の方からの申し出はない。事務局でLRT関係の映像を受け入れた。

御意見④ 教材制作室と試写室の新たな活用手法について他市の事例収集が始まったところだが、現状としては何か具体的なアイディアが集まつたのか。

回答④ 現在、全国の視聴覚教育機関を調べて、本市で活用できるものを検討中。

子どもの家（独立棟）におけるWi-Fi通信環境の整備について

◎ 趣旨

子どもの家（独立棟）におけるWi-Fi通信環境の整備について情報提供するもの

1 目的

「児童生徒用1人1台端末（以下、「端末」という）」を活用し、宿題などの家庭学習を行う機会が増えている中、子どもの家においても、放課後や長期休業期間中に宿題や調べ学習などに端末を活用し、児童が主体的に学習できる環境を整備する

2 導入の経緯

- ・ 学校教室を利用している子どもの家では端末を利用できていたが、独立棟を利用している子どもの家においては端末の利用ができず、端末を利用した学習環境に差があった。
- ・ 近年、宿題などの家庭学習について、端末を活用して行う機会が増えている中、子どもの家を利用している保護者から、「子どもの家でも、端末で宿題を行えるようにして欲しい」との声が多数寄せられていた。

3 整備概要

- ・ 子どもの家（57校）独立棟を対象に整備 ※学校教室を利用する子どもの家は除く
- ・ 令和7年7月22日より、全ての子どもの家にてWi-Fiの供用を開始
※ 一部の子どもの家（9校）については、通信回線を引くために新たな配管の敷設工事が必要である等の特別な事情があるため、全ての居室に通信環境を整備できないことから、引き続き工事事業者と調整していく。

（岡本・岡本西・石井・横川東・豊郷中央・築瀬・姿川第一・昭和・新田）

4 子どもの家Wi-Fiの特徴

- ・ 子どもの家の各フロアにWi-Fiアクセスポイントを設置しており、最大で100台まで端末を同時に接続することができる。
- ・ Wi-Fi接続に伴うIDやパスワードを入力する必要が無く、端末は自動で子どもの家Wi-Fiに接続されるため、児童や支援員の手間を省くことができる。
- ・ 児童が市内の別の小学校に転校した場合においても、転校先の小学校の子どもの家でも自動的に接続することができる。

5 期待される効果

- ・ 児童は、子どもの家においても端末を用いた宿題等の学習に取り組むことが可能となるため、帰宅後、家族で過ごす時間をこれまで以上に確保することができるようになる。

- ・宿題だけではなく、本市が提供している小中学生向け「児童書読み放題パック」等の様々な学習ツールを利用することが可能となり、個々の学習意欲に応じた自主学習に取組むことができる。

6 利用者の声

- ・プリントだけでなく、タブレット端末の宿題も子どもの家で終わらせててくれる
と、家族の時間が増えるのでうれしい。（保護者）
- ・子どもの家で、友だちと一緒に端末で調べ学習ができたのしい。（利用児童）
- ・設定を手伝わないといけないのか不安だったが、自動で接続してくれるのは非常に
助かる。（支援員）